

函館市恵山火山避難計画 新旧対照表

(令和6年10月改訂)

函 館 市

函館市恵山火山避難計画 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
10	第1章 総論 (略) 第2節 恵山で想定される火山現象 (略) (2) 噴火の各ケースで想定される火山活動の推移 図1-7 に想定される火山活動の推移を時系列で示す。 図1-7 恵山で想定する火山活動の推移(概要)と噴火警戒レベル (略)	第1章 総論 (略) 第2節 恵山で想定される火山現象 (略) (2) 噴火の各ケースで想定される火山活動の推移 図1-7 に想定される火山活動の推移を時系列で示す。 図1-7 恵山で想定する火山活動の推移(概要)と噴火警戒レベル (略)	噴火警戒レベルのカラーリングの修正

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																										
11	(3) 噴火警戒レベル (略) 表 1-3 恵山の噴火警戒レベル (平成 28 年 3 月 23 日 運用開始) <table><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>対象範囲</th><th>レベル</th><th>火山活動の状況 (一般的な記載)</th><th>住民等の行動</th><th>想定される現象等</th></tr><tr><td rowspan="2">特別 警 報</td><td rowspan="2">噴火警報 (居住地域)</td><td rowspan="2">居住地域およびそれより火口側</td><td>5 (避難)</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。</td><td>危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)</td><td> 【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1 km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火 </td></tr><tr><td>4 (高齢者等避難)</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</td><td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。</td><td>・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。</td></tr><tr><td rowspan="2">警 報</td><td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺)</td><td>火口から居住地域近くまで</td><td>3 (入山規制)</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。</td><td> 【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし </td></tr><tr><td>火口周辺</td><td>2 (火口周辺規制)</td><td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。</td><td>・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口(小地獄)、Y火口(大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口(小地獄)、Y火口(大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし</td></tr><tr><td>予 報</td><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1 (活火山であることを留意)</td><td>火山活動は平穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。</td><td>住民は通常の生活 (状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等) 状況に応じて火口内への立入規制等。</td><td>火山活動は静穏。</td></tr></table>	種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等	特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)	【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1 km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。	警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。	・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口(小地獄)、Y火口(大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口(小地獄)、Y火口(大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし	予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は平穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活 (状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等) 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。	(3) 噴火警戒レベル (略) 表 1-3 恵山の噴火警戒レベル (平成 28 年 3 月 23 日 運用開始) <table><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>対象範囲</th><th>レベル</th><th>火山活動の状況 (一般的な記載)</th><th>住民等の行動</th><th>想定される現象等</th></tr><tr><td rowspan="2">特別 警 報</td><td rowspan="2">噴火警報 (居住地域)</td><td rowspan="2">居住地域およびそれより火口側</td><td>5 (避難)</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。</td><td>危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)</td><td> 【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1 km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火 </td></tr><tr><td>4 (高齢者等避難)</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</td><td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。</td><td>・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。</td></tr><tr><td rowspan="2">警 報</td><td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺)</td><td>火口から居住地域近くまで</td><td>3 (入山規制)</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。</td><td> 【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし </td></tr><tr><td>火口周辺</td><td>2 (火口周辺規制)</td><td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。</td><td>・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口(小地獄)、Y火口(大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口(小地獄)、Y火口(大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし</td></tr><tr><td>予 報</td><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1 (活火山であることを留意)</td><td>火山活動は平穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。</td><td>住民は通常の生活 (状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等) 状況に応じて火口内への立入規制等。</td><td>火山活動は静穏。</td></tr></table>	種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等	特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)	【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1 km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。	警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。	・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口(小地獄)、Y火口(大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口(小地獄)、Y火口(大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし	予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は平穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活 (状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等) 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。	噴火警戒レベルのカラーリングの修正
種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等																																																																							
特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)	【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1 km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火																																																																							
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。																																																																							
警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし																																																																							
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。	・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口(小地獄)、Y火口(大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口(小地獄)、Y火口(大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし																																																																							
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は平穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活 (状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等) 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。																																																																							
種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等																																																																							
特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (必要に応じて対象地域や避難方法を判断)	【5-3】 ・火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 過去事例：約8000年前の噴火 約5000年前の噴火 約2500年前の噴火 【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【5-1】 ・小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から1 km程度まで飛散。火山泥流の発生。 過去事例：約3000年前の噴火 1846年の噴火 1874年の噴火																																																																							
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。																																																																							
警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 ・想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし																																																																							
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 (今後の火山活動の推移に注意) 火口周辺への立入規制等。	・ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口(小地獄)、Y火口(大地獄)から500m程度まで飛散。 過去事例：なし ・地震活動や熱活動の高まり等により、X火口(小地獄)、Y火口(大地獄)でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし																																																																							
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は平穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活 (状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等) 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。																																																																							

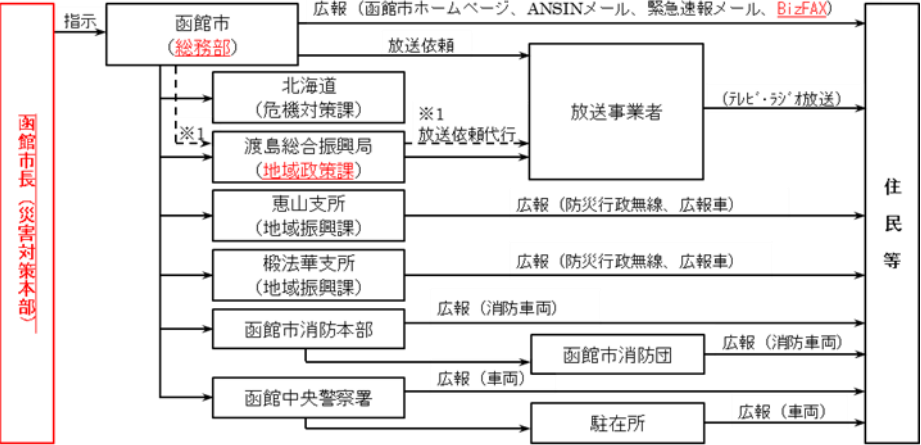
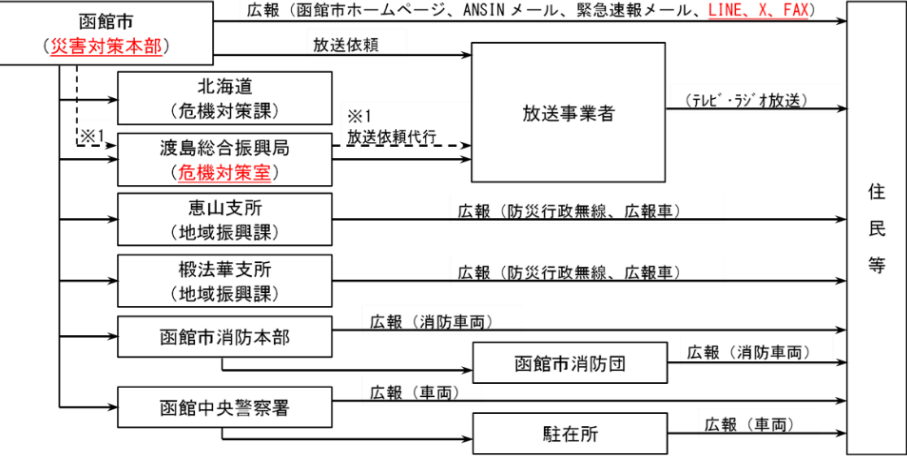
頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																
16	第2章 事前対策 第1節 体制の構築 (略) 3 噴火警戒レベルと防災対応 噴火警戒レベルに応じた防災対応を表2-2、2-3に、また想定される現象の影響範囲と避難対象となる地域を図2-1に示す。 表2-2 噴火警戒レベルに対応した防災対応 <table><tr><th>レベル</th><th>レベル2 (火口周辺規制)</th><th>レベル4 (高齢者等避難)</th><th>レベル5 (避 難)</th></tr><tr><th>防災対応</th><th>(5-1)</th><th>(5-2)</th><th>(5-3)</th></tr><tr><td>避難情報の発令</td><td>○警戒区域の設定</td><td>○高齢者等避難 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町</td><td>○避難指示 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町</td></tr><tr><td>避難所開設等</td><td>○避難所開設 恵山中学校、戦法華総合センター</td><td>○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>屋礼部中学校、磨光小学校</u></td><td>○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u></td></tr><tr><td>住民等への広報</td><td>・市HP、メール、防災行政無線等による広報 ・航行船舶への注意喚起 ・各機関車両による住民広報 ・ヘリコプターによる下山呼びかけ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通規制等</td><td>○登山道への立入規制 ・市道柏野2号線 ・八幡川コース ・十三曲コース</td><td>○道道、市道の交通規制 ・道道635号（元村恵山線） ・道道231号（戦法華港線） ・周辺市道</td><td>○国道の交通規制 ・国道278号</td></tr><tr><td>避難者への対応</td><td></td><td>○避難支援・誘導 ○避難確認 ○物資の輸送・供給 ○海上警戒 ○治安維持活動</td><td></td></tr><tr><td>応援要請</td><td></td><td>○自衛隊等災害派遣の事前連絡と準備 ○応援協定等に基づく要請の準備</td><td>○自衛隊等災害派遣 ○応援協定等に基づく応援要請</td></tr></table> (略)	レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避 難)	防災対応	(5-1)	(5-2)	(5-3)	避難情報の発令	○警戒区域の設定	○高齢者等避難 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町	○避難指示 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町	避難所開設等	○避難所開設 恵山中学校、戦法華総合センター	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>屋礼部中学校、磨光小学校</u>	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u>	住民等への広報	・市HP、メール、防災行政無線等による広報 ・航行船舶への注意喚起 ・各機関車両による住民広報 ・ヘリコプターによる下山呼びかけ			交通規制等	○登山道への立入規制 ・市道柏野2号線 ・八幡川コース ・十三曲コース	○道道、市道の交通規制 ・道道635号（元村恵山線） ・道道231号（戦法華港線） ・周辺市道	○国道の交通規制 ・国道278号	避難者への対応		○避難支援・誘導 ○避難確認 ○物資の輸送・供給 ○海上警戒 ○治安維持活動		応援要請		○自衛隊等災害派遣の事前連絡と準備 ○応援協定等に基づく要請の準備	○自衛隊等災害派遣 ○応援協定等に基づく応援要請	第2章 事前対策 第1節 体制の構築 (略) 3 噴火警戒レベルと防災対応 噴火警戒レベルに応じた防災対応を表2-2、2-3に、また想定される現象の影響範囲と避難対象となる地域を図2-1に示す。 表2-2 噴火警戒レベルに対応した防災対応 <table><tr><th>レベル</th><th>レベル2 (火口周辺規制)</th><th>レベル4 (高齢者等避難)</th><th>レベル5 (避 難)</th></tr><tr><th>防災対応</th><th>(5-1)</th><th>(5-2)</th><th>(5-3)</th></tr><tr><td>避難情報の発令</td><td>○警戒区域の設定</td><td>○高齢者等避難 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町</td><td>○避難指示 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町</td></tr><tr><td>避難所開設等</td><td>○避難所開設 恵山中学校、戦法華総合センター</td><td>○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u></td><td>○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u></td></tr><tr><td>住民等への広報</td><td>・市HP、メール、防災行政無線等による広報 ・航行船舶への注意喚起 ・各機関車両による住民広報 ・ヘリコプターによる下山呼びかけ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通規制等</td><td>○登山道への立入規制 ・市道柏野2号線 ・八幡川コース ・十三曲コース</td><td>○道道、市道の交通規制 ・道道635号（元村恵山線） ・道道231号（戦法華港線） ・周辺市道</td><td>○国道の交通規制 ・国道278号</td></tr><tr><td>避難者への対応</td><td></td><td>○避難支援・誘導 ○避難確認 ○物資の輸送・供給 ○海上警戒 ○治安維持活動</td><td></td></tr><tr><td>応援要請</td><td></td><td>○自衛隊等災害派遣の事前連絡と準備 ○応援協定等に基づく要請の準備</td><td>○自衛隊等災害派遣 ○応援協定等に基づく応援要請</td></tr></table> (略)	レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避 難)	防災対応	(5-1)	(5-2)	(5-3)	避難情報の発令	○警戒区域の設定	○高齢者等避難 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町	○避難指示 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町	避難所開設等	○避難所開設 恵山中学校、戦法華総合センター	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u>	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u>	住民等への広報	・市HP、メール、防災行政無線等による広報 ・航行船舶への注意喚起 ・各機関車両による住民広報 ・ヘリコプターによる下山呼びかけ			交通規制等	○登山道への立入規制 ・市道柏野2号線 ・八幡川コース ・十三曲コース	○道道、市道の交通規制 ・道道635号（元村恵山線） ・道道231号（戦法華港線） ・周辺市道	○国道の交通規制 ・国道278号	避難者への対応		○避難支援・誘導 ○避難確認 ○物資の輸送・供給 ○海上警戒 ○治安維持活動		応援要請		○自衛隊等災害派遣の事前連絡と準備 ○応援協定等に基づく要請の準備	○自衛隊等災害派遣 ○応援協定等に基づく応援要請	避難所の 修正
レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避 難)																																																																
防災対応	(5-1)	(5-2)	(5-3)																																																																
避難情報の発令	○警戒区域の設定	○高齢者等避難 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町	○避難指示 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町																																																																
避難所開設等	○避難所開設 恵山中学校、戦法華総合センター	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>屋礼部中学校、磨光小学校</u>	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u>																																																																
住民等への広報	・市HP、メール、防災行政無線等による広報 ・航行船舶への注意喚起 ・各機関車両による住民広報 ・ヘリコプターによる下山呼びかけ																																																																		
交通規制等	○登山道への立入規制 ・市道柏野2号線 ・八幡川コース ・十三曲コース	○道道、市道の交通規制 ・道道635号（元村恵山線） ・道道231号（戦法華港線） ・周辺市道	○国道の交通規制 ・国道278号																																																																
避難者への対応		○避難支援・誘導 ○避難確認 ○物資の輸送・供給 ○海上警戒 ○治安維持活動																																																																	
応援要請		○自衛隊等災害派遣の事前連絡と準備 ○応援協定等に基づく要請の準備	○自衛隊等災害派遣 ○応援協定等に基づく応援要請																																																																
レベル	レベル2 (火口周辺規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避 難)																																																																
防災対応	(5-1)	(5-2)	(5-3)																																																																
避難情報の発令	○警戒区域の設定	○高齢者等避難 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町	○避難指示 ・御崎町、柏野町の一部、恵山市の一部 ・恵山岬町、元村町、富浦町																																																																
避難所開設等	○避難所開設 恵山中学校、戦法華総合センター	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u>	○避難所開設 恵山コミュニティセンター えさん小学校 <u>南平部総合センター</u> <u>南平部小学校</u>																																																																
住民等への広報	・市HP、メール、防災行政無線等による広報 ・航行船舶への注意喚起 ・各機関車両による住民広報 ・ヘリコプターによる下山呼びかけ																																																																		
交通規制等	○登山道への立入規制 ・市道柏野2号線 ・八幡川コース ・十三曲コース	○道道、市道の交通規制 ・道道635号（元村恵山線） ・道道231号（戦法華港線） ・周辺市道	○国道の交通規制 ・国道278号																																																																
避難者への対応		○避難支援・誘導 ○避難確認 ○物資の輸送・供給 ○海上警戒 ○治安維持活動																																																																	
応援要請		○自衛隊等災害派遣の事前連絡と準備 ○応援協定等に基づく要請の準備	○自衛隊等災害派遣 ○応援協定等に基づく応援要請																																																																

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																																																
17	表 2-3 噴火警戒レベルに対応した防災対応（防災関係機関） <table><tr><th>噴火警戒レベル</th><th>函館市</th><th>気象台 (札幌管区) (函館地台)</th><th>国 (函館開発建設部)</th><th>北海道 (道庁総合振興局)</th><th>北海道総合通信局</th></tr><tr><td>静穏期 （火山活動が極めて少ない状態）</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>活動活発化期 火口周2辺規制 ごく小規模な噴</td><td>第1非常配備体制 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・立入規制の実施 ・警戒区域の設定</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>注意体制 ・情報収集・提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認</td><td>第1非常配備体制 ・情報収集体制確立</td><td>注意体制 ・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保 (無線局の許可)</td></tr><tr><td>更なる活動活発化期 高齢者等避難</td><td>第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請検討と事前連絡 ・協定に基づく活動</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施</td><td>第3非常配備体制 ○北海道災害対策課釧路 地方本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請の連絡</td><td>警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>小噴火期 （5～11）</td><td>第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認</td><td>・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施</td><td>応急体制 ・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>更なる活動活発化期 避難</td><td>※高齢者等避難② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施</td><td>・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡</td><td>・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>中～大噴火期 （5～13）</td><td>※避難指示発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、降灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認</td><td>・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施</td><td>・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>噴火終息期</td><td>4 2 1 ・段階的な規制解除 ・被災地の復旧、復興</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>・市への避難情報等への助言 ・段階的な交通規制解除</td><td>・火山活動状況に応じた防災対応 ・情報収集、伝達</td><td></td></tr></table>	噴火警戒レベル	函館市	気象台 (札幌管区) (函館地台)	国 (函館開発建設部)	北海道 (道庁総合振興局)	北海道総合通信局	静穏期 （火山活動が極めて少ない状態）	1					活動活発化期 火口周2辺規制 ごく小規模な噴	第1非常配備体制 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・立入規制の実施 ・警戒区域の設定	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	注意体制 ・情報収集・提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	第1非常配備体制 ・情報収集体制確立	注意体制 ・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保 (無線局の許可)	更なる活動活発化期 高齢者等避難	第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請検討と事前連絡 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	第3非常配備体制 ○北海道災害対策課釧路 地方本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	小噴火期 （5～11）	第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	応急体制 ・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	更なる活動活発化期 避難	※高齢者等避難② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	中～大噴火期 （5～13）	※避難指示発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、降灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	噴火終息期	4 2 1 ・段階的な規制解除 ・被災地の復旧、復興	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・市への避難情報等への助言 ・段階的な交通規制解除	・火山活動状況に応じた防災対応 ・情報収集、伝達		表 2-3 噴火警戒レベルに対応した防災対応（防災関係機関） <table><tr><th>噴火警戒レベル</th><th>函館市</th><th>気象台 (札幌管区) (函館地台)</th><th>国 (函館開発建設部)</th><th>北海道 (道庁総合振興局)</th><th>北海道総合通信局</th></tr><tr><td>静穏期 （火山活動が極めて少ない状態）</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>活動活発化期 火口周2辺規制 ごく小規模な噴</td><td>第1非常配備体制 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・立入規制の実施 ・警戒区域の設定</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>注意体制 ・情報収集・提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認</td><td>第1非常配備体制 ・情報収集体制確立</td><td>注意体制 ・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保 (無線局の許可)</td></tr><tr><td>更なる活動活発化期 高齢者等避難</td><td>第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請検討と事前連絡 ・協定に基づく活動</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施</td><td>第3非常配備体制 ○北海道災害対策課釧路 地方本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請の連絡</td><td>警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>小噴火期 （5～11）</td><td>第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認</td><td>・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施</td><td>応急体制 ・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>更なる活動活発化期 避難</td><td>※高齢者等避難② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施</td><td>・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡</td><td>・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>中～大噴火期 （5～13）</td><td>※避難指示発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、降灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認</td><td>・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施</td><td>・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与</td></tr><tr><td>噴火終息期</td><td>4 2 1 ・段階的な規制解除 ・被災地の復旧、復興</td><td>・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説</td><td>・市への避難情報等への助言 ・段階的な交通規制解除</td><td>・火山活動状況に応じた防災対応 ・情報収集、伝達</td><td></td></tr></table>	噴火警戒レベル	函館市	気象台 (札幌管区) (函館地台)	国 (函館開発建設部)	北海道 (道庁総合振興局)	北海道総合通信局	静穏期 （火山活動が極めて少ない状態）	1					活動活発化期 火口周2辺規制 ごく小規模な噴	第1非常配備体制 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・立入規制の実施 ・警戒区域の設定	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	注意体制 ・情報収集・提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	第1非常配備体制 ・情報収集体制確立	注意体制 ・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保 (無線局の許可)	更なる活動活発化期 高齢者等避難	第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請検討と事前連絡 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	第3非常配備体制 ○北海道災害対策課釧路 地方本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	小噴火期 （5～11）	第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	応急体制 ・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	更なる活動活発化期 避難	※高齢者等避難② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	中～大噴火期 （5～13）	※避難指示発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、降灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与	噴火終息期	4 2 1 ・段階的な規制解除 ・被災地の復旧、復興	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・市への避難情報等への助言 ・段階的な交通規制解除	・火山活動状況に応じた防災対応 ・情報収集、伝達		噴火警戒レベルのカラーリングの修正
噴火警戒レベル	函館市	気象台 (札幌管区) (函館地台)	国 (函館開発建設部)	北海道 (道庁総合振興局)	北海道総合通信局																																																																																														
静穏期 （火山活動が極めて少ない状態）	1																																																																																																		
活動活発化期 火口周2辺規制 ごく小規模な噴	第1非常配備体制 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・立入規制の実施 ・警戒区域の設定	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	注意体制 ・情報収集・提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	第1非常配備体制 ・情報収集体制確立	注意体制 ・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保 (無線局の許可)																																																																																														
更なる活動活発化期 高齢者等避難	第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請検討と事前連絡 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	第3非常配備体制 ○北海道災害対策課釧路 地方本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
小噴火期 （5～11）	第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	応急体制 ・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
更なる活動活発化期 避難	※高齢者等避難② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
中～大噴火期 （5～13）	※避難指示発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、降灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
噴火終息期	4 2 1 ・段階的な規制解除 ・被災地の復旧、復興	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・市への避難情報等への助言 ・段階的な交通規制解除	・火山活動状況に応じた防災対応 ・情報収集、伝達																																																																																															
噴火警戒レベル	函館市	気象台 (札幌管区) (函館地台)	国 (函館開発建設部)	北海道 (道庁総合振興局)	北海道総合通信局																																																																																														
静穏期 （火山活動が極めて少ない状態）	1																																																																																																		
活動活発化期 火口周2辺規制 ごく小規模な噴	第1非常配備体制 ・情報収集、連絡体制 ・住民等への広報 ・入山者への情報伝達 ・立入規制の実施 ・警戒区域の設定	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	注意体制 ・情報収集・提供 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	第1非常配備体制 ・情報収集体制確立	注意体制 ・情報収集体制の強化 ・支援機材の準備 ・通信体制の確保 (無線局の許可)																																																																																														
更なる活動活発化期 高齢者等避難	第2非常配備体制 ○災害対策本部設置 ○地区災害対策本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請検討と事前連絡 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	第3非常配備体制 ○北海道災害対策課釧路 地方本部設置 ※高齢者等避難① ・住民等への広報 ・避難所開設 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	警戒体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
小噴火期 （5～11）	第3非常配備体制 ○現地合同本部設置 ※避難指示発令① ・住民等への広報 ・交通規制の実施 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動 ・自衛隊災害派遣要請	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	非常体制 ○災害対策本部設置 ・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	応急体制 ・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
更なる活動活発化期 避難	※高齢者等避難② ・住民等への広報 ・避難所の開設 ・災害情報等の収集	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
中～大噴火期 （5～13）	※避難指示発令② ・住民等への広報 ・避難所の閉鎖 ・災害情報等の収集 ・警戒区域の設定 ・協定に基づく活動	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・情報収集、提供 ・支援要請対応 ・道路巡回の実施 ・交通規制の実施 ・降灰観測、降灰 ・道路情報板等掲示 ・降灰等堆積状況確認	・情報収集、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の連絡 ・交通規制の実施	・市等からの支援要請対応 移動通信機器の貸与 移動電源車の貸与 臨時災害放送局用機器の貸与																																																																																														
噴火終息期	4 2 1 ・段階的な規制解除 ・被災地の復旧、復興	・噴火警報の発表、解説 ・噴火警報の伝達、解説	・市への避難情報等への助言 ・段階的な交通規制解除	・火山活動状況に応じた防災対応 ・情報収集、伝達																																																																																															
	(略)	(略)																																																																																																	

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																																																																
18	<table><tr><th>噴火警戒 レベル</th><th>函館海上保安部</th><th>陸上自衛隊</th><th>海上自衛隊</th><th>北海道警察</th><th>函館市消防本部</th><th>函館市消防団</th></tr><tr><td>静 穏 期 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>活 動 活 発 化 期 火 口 周 辺 規 制 火 期 ごく小規模な噴</td><td>・情報収集の強化</td><td>・情報収集態勢強化</td><td>・情報収集体制強化</td><td>災害警備連絡室設置 ・情報収集 ・登山者対策</td><td>第1非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整</td><td>第1招集 ・住民広報</td></tr><tr><td>更 な る 活 動 活 発 化 期 高 齢 者 等 避 難 4</td><td>・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査 (気象台からの要請 実施可能な場合に限る)</td><td>・災害派遣準備</td><td>・災害派遣準備</td><td>災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供</td><td>第2招集 ・車両広報</td></tr><tr><td>小 噴 火 期 5</td><td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td><td>・災害派遣部隊の派遣</td><td>・災害派遣</td><td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要否判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請</td><td>第3招集 ・避難誘導等</td></tr><tr><td>更 な る 活 動 活 発 化 期 避 難 5 1 2</td><td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td><td>・災害派遣部隊の派遣</td><td>・災害派遣</td><td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討</td><td>・避難誘導等</td></tr><tr><td>中 々 大 噴 火 期 3</td><td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td><td>・災害派遣部隊の派遣</td><td>・災害派遣</td><td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断</td><td>・避難誘導等</td></tr><tr><td>噴 火 終 息 期 4 2 1</td><td></td><td>・災害派遣部隊撤収</td><td>・状況に応じた支援活動 ・災害派遣終結</td><td>・火山活動に応じた段階的な規制解除への対応</td><td>・火山活動状況に応じた防災対応</td><td>・火山活動状況に応じた防災対応</td></tr></table>	噴火警戒 レベル	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団	静 穏 期 1							活 動 活 発 化 期 火 口 周 辺 規 制 火 期 ごく小規模な噴	・情報収集の強化	・情報収集態勢強化	・情報収集体制強化	災害警備連絡室設置 ・情報収集 ・登山者対策	第1非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整	第1招集 ・住民広報	更 な る 活 動 活 発 化 期 高 齢 者 等 避 難 4	・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査 (気象台からの要請 実施可能な場合に限る)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報	小 噴 火 期 5	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要否判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等	更 な る 活 動 活 発 化 期 避 難 5 1 2	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等	中 々 大 噴 火 期 3	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等	噴 火 終 息 期 4 2 1		・災害派遣部隊撤収	・状況に応じた支援活動 ・災害派遣終結	・火山活動に応じた段階的な規制解除への対応	・火山活動状況に応じた防災対応	・火山活動状況に応じた防災対応	<table><tr><th>噴火警戒 レベル</th><th>函館海上保安部</th><th>陸上自衛隊</th><th>海上自衛隊</th><th>北海道警察</th><th>函館市消防本部</th><th>函館市消防団</th></tr><tr><td>静 穏 期 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>活 動 活 発 化 期 火 口 周 辺 規 制 火 期 ごく小規模な噴</td><td>・情報収集の強化</td><td>・情報収集態勢強化</td><td>・情報収集体制強化</td><td>災害警備連絡室設置 ・情報収集 ・登山者対策</td><td>第1非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整</td><td>第1招集 ・住民広報</td></tr><tr><td>更 な る 活 動 活 発 化 期 高 齢 者 等 避 難 4</td><td>・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査 (気象台からの要請 実施可能な場合に限る)</td><td>・災害派遣準備</td><td>・災害派遣準備</td><td>災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供</td><td>第2招集 ・車両広報</td></tr><tr><td>小 噴 火 期 5</td><td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td><td>・災害派遣部隊の派遣</td><td>・災害派遣</td><td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要否判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請</td><td>第3招集 ・避難誘導等</td></tr><tr><td>更 な る 活 動 活 発 化 期 避 難 5 1 2</td><td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td><td>・災害派遣部隊の派遣</td><td>・災害派遣</td><td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討</td><td>・避難誘導等</td></tr><tr><td>中 々 大 噴 火 期 3</td><td>・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)</td><td>・災害派遣部隊の派遣</td><td>・災害派遣</td><td>・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動</td><td>・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断</td><td>・避難誘導等</td></tr><tr><td>噴 火 終 息 期 4 2 1</td><td></td><td>・災害派遣部隊撤収</td><td>・状況に応じた支援活動 ・災害派遣終結</td><td>・火山活動に応じた段階的な規制解除への対応</td><td>・火山活動状況に応じた防災対応</td><td>・火山活動状況に応じた防災対応</td></tr></table>	噴火警戒 レベル	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団	静 穏 期 1							活 動 活 発 化 期 火 口 周 辺 規 制 火 期 ごく小規模な噴	・情報収集の強化	・情報収集態勢強化	・情報収集体制強化	災害警備連絡室設置 ・情報収集 ・登山者対策	第1非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整	第1招集 ・住民広報	更 な る 活 動 活 発 化 期 高 齢 者 等 避 難 4	・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査 (気象台からの要請 実施可能な場合に限る)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報	小 噴 火 期 5	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要否判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等	更 な る 活 動 活 発 化 期 避 難 5 1 2	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等	中 々 大 噴 火 期 3	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等	噴 火 終 息 期 4 2 1		・災害派遣部隊撤収	・状況に応じた支援活動 ・災害派遣終結	・火山活動に応じた段階的な規制解除への対応	・火山活動状況に応じた防災対応	・火山活動状況に応じた防災対応	噴火警戒 レベルの カラーリ ングの修 正
噴火警戒 レベル	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団																																																																																																													
静 穏 期 1																																																																																																																			
活 動 活 発 化 期 火 口 周 辺 規 制 火 期 ごく小規模な噴	・情報収集の強化	・情報収集態勢強化	・情報収集体制強化	災害警備連絡室設置 ・情報収集 ・登山者対策	第1非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整	第1招集 ・住民広報																																																																																																													
更 な る 活 動 活 発 化 期 高 齢 者 等 避 難 4	・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査 (気象台からの要請 実施可能な場合に限る)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報																																																																																																													
小 噴 火 期 5	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要否判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等																																																																																																													
更 な る 活 動 活 発 化 期 避 難 5 1 2	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等																																																																																																													
中 々 大 噴 火 期 3	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等																																																																																																													
噴 火 終 息 期 4 2 1		・災害派遣部隊撤収	・状況に応じた支援活動 ・災害派遣終結	・火山活動に応じた段階的な規制解除への対応	・火山活動状況に応じた防災対応	・火山活動状況に応じた防災対応																																																																																																													
噴火警戒 レベル	函館海上保安部	陸上自衛隊	海上自衛隊	北海道警察	函館市消防本部	函館市消防団																																																																																																													
静 穏 期 1																																																																																																																			
活 動 活 発 化 期 火 口 周 辺 規 制 火 期 ごく小規模な噴	・情報収集の強化	・情報収集態勢強化	・情報収集体制強化	災害警備連絡室設置 ・情報収集 ・登山者対策	第1非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整	第1招集 ・住民広報																																																																																																													
更 な る 活 動 活 発 化 期 高 齢 者 等 避 難 4	・付近航行船舶への注意喚起 ・航空機による火山調査 (気象台からの要請 実施可能な場合に限る)	・災害派遣準備	・災害派遣準備	災害警備本部設置 ・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第2非常配備体制 ○警防本部設置 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・消防団との連絡調整 ・広域相互応援協定の要請検討、事前連絡 ・道防災航空室への情報提供	第2招集 ・車両広報																																																																																																													
小 噴 火 期 5	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	第3非常配備体制 ・災害情報収集 ・車両広報活動 ・監視警戒、災害状況の調査 ・救助、救助等災害対応 ・広域相互応援協定の要否判断、連絡調整 ・道防災航空室への応援要請	第3招集 ・避難誘導等																																																																																																													
更 な る 活 動 活 発 化 期 避 難 5 1 2	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請検討	・避難誘導等																																																																																																													
中 々 大 噴 火 期 3	・被害状況調査 ・航行警報発出依頼等 ・海上警戒 (注意喚起、制限等) ・緊急輸送支援 (市からの要請)	・災害派遣部隊の派遣	・災害派遣	・情報収集 ・避難誘導 ・救出救助 ・交通規制 ・被災地等の警戒 ・広報活動	・災害情報収集 ・監視警戒、災害状況の調査 ・避難誘導、避難確認 ・救助、救助等災害対応 ・緊急消防援助隊応援要請要否判断	・避難誘導等																																																																																																													
噴 火 終 息 期 4 2 1		・災害派遣部隊撤収	・状況に応じた支援活動 ・災害派遣終結	・火山活動に応じた段階的な規制解除への対応	・火山活動状況に応じた防災対応	・火山活動状況に応じた防災対応																																																																																																													

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																												
20	第2節 情報伝達体制の構築 1 火山に関する情報の収集 (略) 表 2-4 火山に関する収集・整理する情報 <table><tr><th>収集する情報</th><th>情報内容</th><th>情報発信機関</th></tr><tr><td>噴火警報</td><td>生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>噴火予報</td><td>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>噴火警戒レベル</td><td>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>噴火速報</td><td>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報（臨時）</td><td><u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を 拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報</u></td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報</td><td>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>降灰予報</td><td>噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している</td><td>気象庁</td></tr><tr><td>火山ガス予報</td><td>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>土砂災害緊急情報</td><td>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報</td><td>北海道開発局</td></tr></table>	収集する情報	情報内容	情報発信機関	噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌管区 気象台	噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報	札幌管区 気象台	噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌管区 気象台	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌管区 気象台	火山の状況に関する解説情報（臨時）	<u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を 拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報</u>	札幌管区 気象台	火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	札幌管区 気象台	降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁	火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌管区 気象台	土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局	第2節 情報伝達体制の構築 1 火山に関する情報の収集 (略) 表 2-4 火山に関する収集・整理する情報 <table><tr><th>収集する情報</th><th>情報内容</th><th>情報発信機関</th></tr><tr><td>噴火警報</td><td>生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>噴火予報</td><td>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>噴火警戒レベル</td><td>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>噴火速報</td><td>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報（臨時）</td><td><u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報</u></td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>火山の状況に関する解説情報</td><td>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>降灰予報</td><td>噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している</td><td>気象庁</td></tr><tr><td>火山ガス予報</td><td>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報</td><td>札幌管区 気象台</td></tr><tr><td>土砂災害緊急情報</td><td>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報</td><td>北海道開発局</td></tr></table>	収集する情報	情報内容	情報発信機関	噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌管区 気象台	噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報	札幌管区 気象台	噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌管区 気象台	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌管区 気象台	火山の状況に関する解説情報（臨時）	<u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報</u>	札幌管区 気象台	火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	札幌管区 気象台	降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁	火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌管区 気象台	土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局	文言の整理
収集する情報	情報内容	情報発信機関																																																													
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌管区 気象台																																																													
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
火山の状況に関する解説情報（臨時）	<u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を 拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報</u>	札幌管区 気象台																																																													
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁																																																													
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌管区 気象台																																																													
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局																																																													
収集する情報	情報内容	情報発信機関																																																													
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	札幌管区 気象台																																																													
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
火山の状況に関する解説情報（臨時）	<u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報</u>	札幌管区 気象台																																																													
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	札幌管区 気象台																																																													
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁																																																													
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報	札幌管区 気象台																																																													
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報	北海道開発局																																																													

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
21	2 協議会構成機関における情報伝達・共有 (略) (1) 噴火警報・予報等の伝達 恵山に関する噴火警報や降灰予報等の火山情報は、札幌管区気象台が発表し、図 2-2 の経路により各防災関係機関へ伝達される。 図 2-2 噴火警報等の伝達系統図	2 協議会構成機関における情報伝達・共有 (略) (1) 噴火警報・予報等の伝達 恵山に関する噴火警報や降灰予報等の火山情報は、札幌管区気象台が発表し、図 2-2 の経路により各防災関係機関へ伝達される。 図 2-2 噴火警報等の伝達系統図	組織改編による修正

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
22	注 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定 2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 3. 太線および二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路 <u>4. 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。</u> <u>※あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合、気象台は札幌放送局と該当する地方放送局へ通知する</u> 3 住民、登山者等への情報伝達と手段 (1) 住民等への情報伝達と手段 住民等への情報伝達は図2-3に基づき迅速かつ確実に行うものとする。 図2-3 情報伝達フロー図  ※1 函館市から放送事業者へ放送依頼することが困難な場合は、渡島総合振興局に放送内容を連絡し代行依頼する渡島総合振興局は、函館市から代行依頼があった場合は、放送事業者に放送依頼を行う。	注 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定 2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 3. 太線および二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 3 住民、登山者等への情報伝達と手段 (1) 住民等への情報伝達と手段 住民等への情報伝達は図2-3に基づき迅速かつ確実に行うものとする。 図2-3 情報伝達フロー図  ※1 函館市から放送事業者へ放送依頼することが困難な場合は、渡島総合振興局に放送内容を連絡し代行依頼する渡島総合振興局は、函館市から代行依頼があった場合は、放送事業者に放送依頼を行う。	伝達系統の整理に伴う修正 情報伝達図の整理に伴う修正

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
22	① 情報の伝達方法 避難情報の住民等への伝達方法については、以下によるものとする。 なお、広報車等による伝達など現地における広報活動については、噴火活動からの安全性が確保された場合のみ行うものとする ア 函館市ホームページ、函館市 ANSIN メール、緊急速報メール、<u>BizFAX</u> による伝達 イ 防災行政無線（同報系）により一斉放送による伝達（屋外子局、戸別受信機） ウ 広報車等による伝達 エ 放送事業者への要請によりテレビ・ラジオ放送による伝達 オ あらかじめ定めた伝達系統への電話または直接口頭による伝達（略）	① 情報の伝達方法 避難情報の住民等への伝達方法については、以下によるものとする。 なお、広報車等による伝達など現地における広報活動については、噴火活動からの安全性が確保された場合のみ行うものとする ア 函館市ホームページ、函館市 ANSIN メール、緊急速報メール、<u>LINE、X、FAX</u> による伝達 イ 防災行政無線（同報系）により一斉放送による伝達（屋外子局、戸別受信機） ウ 広報車等による伝達 エ 放送事業者への要請によりテレビ・ラジオ放送による伝達 オ あらかじめ定めた伝達系統への電話または直接口頭による伝達（略）	情報伝達手段の追記

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
23	■情報の段階別の伝達例文 【噴火警戒レベル2の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山で火山活動活発化の兆候が観測され、本日〇月〇日午前（後）〇時に、噴火警報（火口周辺）が恵山に発表され、噴火警戒レベル2に引き上げられました。 突発的な噴火等の危険性が高まっているため、爆裂火口内のX火口、Y火口から約 500m の範囲を警戒区域に設定し、登山道を規制しました。 【噴火警戒レベル4の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山・楸法華>地区の一部に高齢者等避難を発令しました。現在、恵山の火山活動が活発化しています。高齢者など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。避難場所は<恵山中学校・楸法華総合センター>です。 【噴火警戒レベル5（5－1）の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により噴石の飛散や火山泥流が発生し、居住地域の一部に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山・楸法華>地区の一部に避難指示を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は<恵山中学校・楸法華総合センター>です。 【噴火警戒レベル5（5－2）の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山地区の一部・楸法華地区の全域>に高齢者等避難を発令しました。高齢者など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。避難場所は<恵山コミュニティセンター・<u>尾札部中学校</u>または<u>磨光小学校</u>>です。 【噴火警戒レベル5（5－3）の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により火砕流が発生し、居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山地区の一部・楸法華地区の全域>に避難指示を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は<恵山コミュニティセンター・<u>尾札部中学校</u>または<u>磨光小学校</u>>です。 【情報提供】 こちらは、防災〇〇です。〇月〇日午前（後）〇時〇分現在の気象台の情報をお知らせします。恵山の火山活動状況は、地殻変動等の変化や火山性地震等、現在のところ、特に目立った活動はありませんが、引き続き、爆発的な噴火は続くと思われるので、噴火に伴う降灰および小さな噴石に注意してください。	■情報の段階別の伝達例文 【噴火警戒レベル2の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山で火山活動活発化の兆候が観測され、本日〇月〇日午前（後）〇時に、噴火警報（火口周辺）が恵山に発表され、噴火警戒レベル2に引き上げられました。 突発的な噴火等の危険性が高まっているため、爆裂火口内のX火口、Y火口から約 500m の範囲を警戒区域に設定し、登山道を規制しました。 【噴火警戒レベル4の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山・楸法華>地区の一部に高齢者等避難を発令しました。現在、恵山の火山活動が活発化しています。高齢者など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。避難場所は<恵山中学校・楸法華総合センター>です。 【噴火警戒レベル5（5－1）の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により噴石の飛散や火山泥流が発生し、居住地域の一部に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山・楸法華>地区の一部に避難指示を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は<恵山中学校・楸法華総合センター>です。 【噴火警戒レベル5（5－2）の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山地区の一部・楸法華地区の全域>に高齢者等避難を発令しました。高齢者など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。避難場所は<恵山コミュニティセンター・<u>南茅部総合センター</u>または<u>南茅部小学校</u>>です。 【噴火警戒レベル5（5－3）の引き上げ時】 こちらは防災<恵山・楸法華>です。恵山の噴火により火砕流が発生し、居住地域に重大な被害が発生するおそれがありますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、<恵山地区の一部・楸法華地区の全域>に避難指示を発令しました。ただちに避難を開始してください。避難場所は<恵山コミュニティセンター・<u>南茅部総合センター</u>または<u>南茅部小学校</u>>です。 【情報提供】 こちらは、防災〇〇です。〇月〇日午前（後）〇時〇分現在の気象台の情報をお知らせします。恵山の火山活動状況は、地殻変動等の変化や火山性地震等、現在のところ、特に目立った活動はありませんが、引き続き、爆発的な噴火は続くと思われるので、噴火に伴う降灰および小さな噴石に注意してください。	避難所の修正
25			

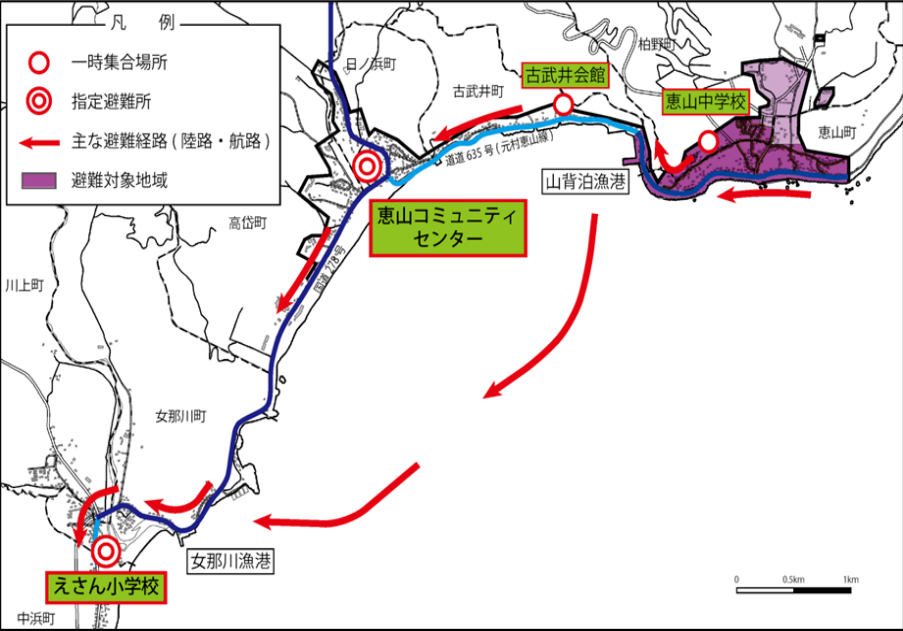
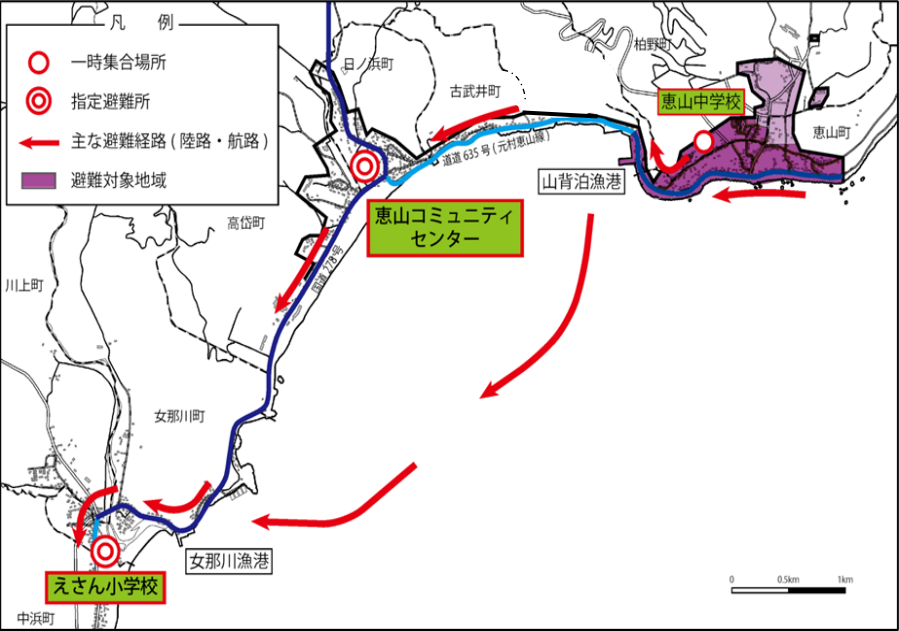
頁	現 行	改 正 案	改訂理由
25	4 異常現象等の報告等 (1) 異常現象発見者通報の伝達系統 登山者や住民等から恵山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、図 2-4 の経路により伝達するものとする。 図 2-4 異常現象等の発見者通報フロー ———▶ : 災害対策基本法第54条で定められた通報経路 -----▶ : 副次的な通報経路 (略)	4 異常現象等の報告等 (1) 異常現象発見者通報の伝達系統 登山者や住民等から恵山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、図 2-4 の経路により伝達するものとする。 図 2-4 異常現象等の発見者通報フロー ———▶ : 災害対策基本法第54条で定められた通報経路 -----▶ : 副次的な通報経路 (略)	組織改編による修正

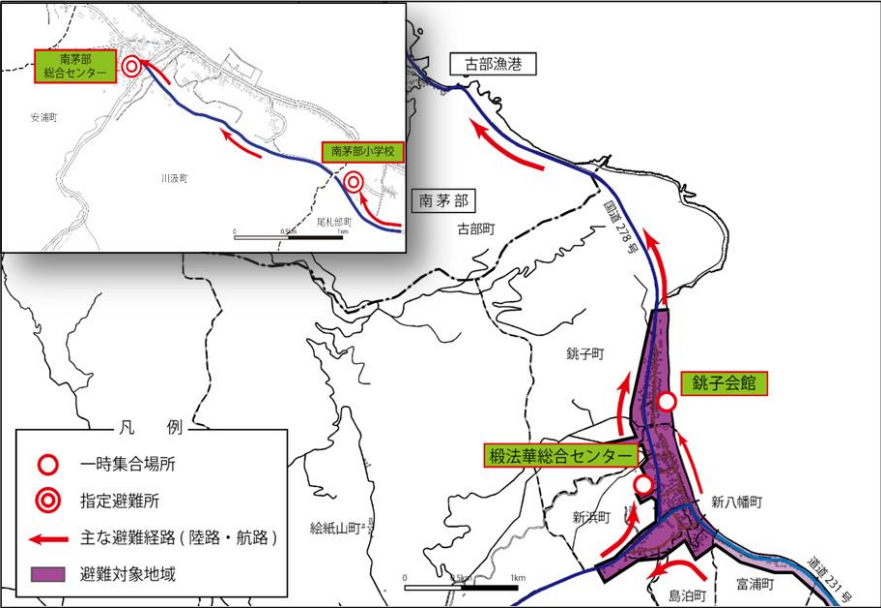
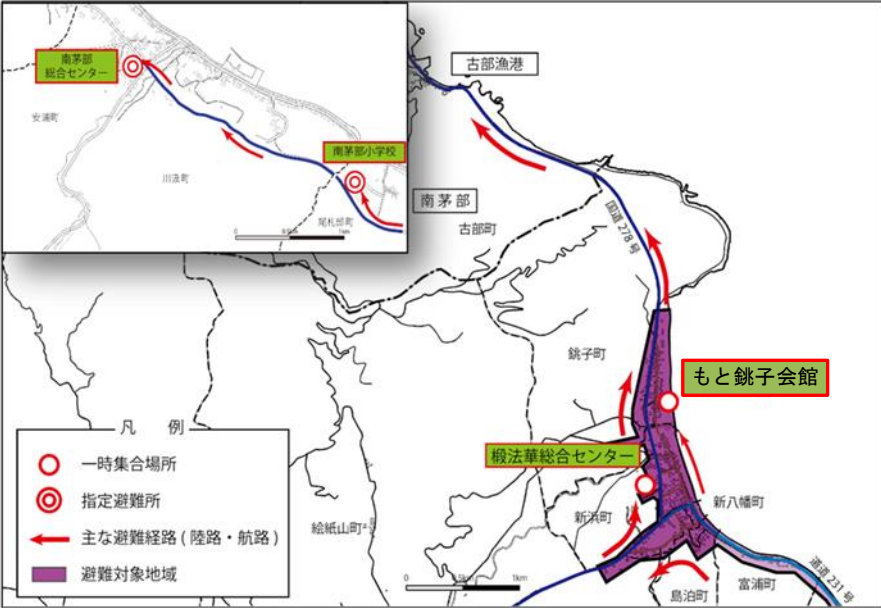
頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																																																				
27	第3節 避難のための事前対策 (略) 3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定 (略) (2) 指定避難所の指定 指定避難所とは、噴火に伴い発生する火山現象の危険性がなくなるまで、住民等を必要な期間滞在させる、または、火山現象等により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、想定される火山現象や噴火シナリオに基づき、指定している指定避難所は表 2-5 のとおりとする。 表 2-5 火山に関する指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（令和 3 年 4 月末現在） <table><tr><th rowspan="2">地区</th><th colspan="2">指定緊急避難場所</th><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th></tr><tr><th></th><th>指定避難所</th></tr><tr><td rowspan="4">恵山</td><td>●</td><td>●</td><td>えさん小学校</td><td>中浜町79</td></tr><tr><td>●</td><td></td><td>恵山総合体育館</td><td>川上町506</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>恵山コミュニティセンター</td><td>日ノ浜町154</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>恵山中学校</td><td>柏野町9</td></tr><tr><td rowspan="2">榎法華</td><td>●</td><td>●</td><td>榎法華小学校</td><td>新八幡町86-1</td></tr><tr><td>●</td><td></td><td>榎法華総合センター</td><td>新浜町156-1</td></tr><tr><td rowspan="4">南茅部</td><td>●</td><td></td><td>古部会館</td><td>古部町422</td></tr><tr><td></td><td>●</td><td>木直会館</td><td>木直町433-4</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>尾札部中学校</td><td>尾札部町2023</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>磨光小学校</td><td>尾札部町1609-1</td></tr></table> (略)	地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地		指定避難所	恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79	●		恵山総合体育館	川上町506	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154	●	●	恵山中学校	柏野町9	榎法華	●	●	榎法華小学校	新八幡町86-1	●		榎法華総合センター	新浜町156-1	南茅部	●		古部会館	古部町422		●	木直会館	木直町433-4	●	●	尾札部中学校	尾札部町2023	●	●	磨光小学校	尾札部町1609-1	第3節 避難のための事前対策 (略) 3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定 (略) (2) 指定避難所の指定 指定避難所とは、噴火に伴い発生する火山現象の危険性がなくなるまで、住民等を必要な期間滞在させる、または、火山現象等により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、想定される火山現象や噴火シナリオに基づき、指定している指定避難所は表 2-5 のとおりとする。 表 2-5 火山に関する指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（令和 6 年 5 月末現在） <table><tr><th rowspan="2">地区</th><th colspan="2">指定緊急避難場所</th><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th></tr><tr><th></th><th>指定避難所</th></tr><tr><td rowspan="4">恵山</td><td>●</td><td>●</td><td>えさん小学校</td><td>中浜町79</td></tr><tr><td>●</td><td></td><td>恵山総合体育館</td><td>川上町506</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>恵山コミュニティセンター</td><td>日ノ浜町154</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>恵山中学校</td><td>柏野町9</td></tr><tr><td rowspan="2">榎法華</td><td>●</td><td>●</td><td>榎法華小学校</td><td>新八幡町86-1</td></tr><tr><td>●</td><td></td><td>榎法華総合センター</td><td>新浜町156-1</td></tr><tr><td rowspan="4">南茅部</td><td>●</td><td></td><td>古部会館</td><td>古部町422</td></tr><tr><td></td><td>●</td><td>木直会館</td><td>木直町433-4</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>南茅部総合センター</td><td>川汲町1520-4</td></tr><tr><td>●</td><td>●</td><td>南茅部小学校</td><td>尾札部町1609-1</td></tr></table> (略)	地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地		指定避難所	恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79	●		恵山総合体育館	川上町506	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154	●	●	恵山中学校	柏野町9	榎法華	●	●	榎法華小学校	新八幡町86-1	●		榎法華総合センター	新浜町156-1	南茅部	●		古部会館	古部町422		●	木直会館	木直町433-4	●	●	南茅部総合センター	川汲町1520-4	●	●	南茅部小学校	尾札部町1609-1	避難所の修正
地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地																																																																																																			
		指定避難所																																																																																																					
恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79																																																																																																			
	●		恵山総合体育館	川上町506																																																																																																			
	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154																																																																																																			
	●	●	恵山中学校	柏野町9																																																																																																			
榎法華	●	●	榎法華小学校	新八幡町86-1																																																																																																			
	●		榎法華総合センター	新浜町156-1																																																																																																			
南茅部	●		古部会館	古部町422																																																																																																			
		●	木直会館	木直町433-4																																																																																																			
	●	●	尾札部中学校	尾札部町2023																																																																																																			
	●	●	磨光小学校	尾札部町1609-1																																																																																																			
地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地																																																																																																			
		指定避難所																																																																																																					
恵山	●	●	えさん小学校	中浜町79																																																																																																			
	●		恵山総合体育館	川上町506																																																																																																			
	●	●	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154																																																																																																			
	●	●	恵山中学校	柏野町9																																																																																																			
榎法華	●	●	榎法華小学校	新八幡町86-1																																																																																																			
	●		榎法華総合センター	新浜町156-1																																																																																																			
南茅部	●		古部会館	古部町422																																																																																																			
		●	木直会館	木直町433-4																																																																																																			
	●	●	南茅部総合センター	川汲町1520-4																																																																																																			
	●	●	南茅部小学校	尾札部町1609-1																																																																																																			

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																												
35	第3章 噴火時（緊急フェーズ）の対応（略） 8 避難所の開設 市長は、噴火警戒レベル4以上が発表された場合等は、直ちに避難所を開設する。 なお、親戚、知人等のもとに避難する住民は、近隣住民または市に避難先と連絡先をあらかじめ伝えるものとする。 開設する避難場所は表 3-2 のとおりとする。 表 3-2 避難所のリスト（<u>平成 30 年 4 月末現在</u>） <table><tr><th>地区</th><th>避難所名</th><th>所在地 (電話番号)</th><th>管理者</th><th>収容人数(人) (面積 m²)</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">恵山</td><td>恵山中学校</td><td>柏野町9 (0138-85-2122)</td><td>学校長</td><td>890 (3, 155)</td><td>レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖</td></tr><tr><td>恵山コミュニティセンター</td><td>日ノ浜町154 (0138-85-3111)</td><td>恵山支所</td><td>210 (372)</td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr><tr><td>えさん小学校</td><td>中浜町79 (0138-84-2341)</td><td>学校長</td><td>1, 010 (3, 306)</td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr><tr><td rowspan="3">楢法華</td><td>楢法華総合センター</td><td>新浜町156-1 (0138-86-2451)</td><td>教育委員会</td><td>360 (1, 444)</td><td>レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖</td></tr><tr><td><u>尾札部中学校</u></td><td><u>尾札部町2023</u> <u>(0138-63-2762)</u></td><td><u>学校長</u></td><td><u>1, 430</u> <u>(4, 450)</u></td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr><tr><td><u>磨光小学校</u></td><td>尾札部町1609-1 (0138-63-2561)</td><td>学校長</td><td>1, 430 <u>(3, 629)</u></td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr></table> （略）	地区	避難所名	所在地 (電話番号)	管理者	収容人数(人) (面積 m ²)	備 考	恵山	恵山中学校	柏野町9 (0138-85-2122)	学校長	890 (3, 155)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154 (0138-85-3111)	恵山支所	210 (372)	レベル5（5-2）の場合に開設	えさん小学校	中浜町79 (0138-84-2341)	学校長	1, 010 (3, 306)	レベル5（5-2）の場合に開設	楢法華	楢法華総合センター	新浜町156-1 (0138-86-2451)	教育委員会	360 (1, 444)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖	<u>尾札部中学校</u>	<u>尾札部町2023</u> <u>(0138-63-2762)</u>	<u>学校長</u>	<u>1, 430</u> <u>(4, 450)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設	<u>磨光小学校</u>	尾札部町1609-1 (0138-63-2561)	学校長	1, 430 <u>(3, 629)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設	第3章 噴火時（緊急フェーズ）の対応（略） 8 避難所の開設 市長は、噴火警戒レベル4以上が発表された場合等は、直ちに避難所を開設する。 なお、親戚、知人等のもとに避難する住民は、近隣住民または市に避難先と連絡先をあらかじめ伝えるものとする。 開設する避難場所は表 3-2 のとおりとする。 表 3-2 避難所のリスト（<u>令和 6 年 5 月末現在</u>） <table><tr><th>地区</th><th>避難所名</th><th>所在地 (電話番号)</th><th>管理者</th><th>収容人数(人) (面積 m²)</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">恵山</td><td>恵山中学校</td><td>柏野町9 (0138-85-2122)</td><td>学校長</td><td>890 (3, 155)</td><td>レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖</td></tr><tr><td>恵山コミュニティセンター</td><td>日ノ浜町154 (0138-85-3111)</td><td>恵山支所</td><td>210 (372)</td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr><tr><td>えさん小学校</td><td>中浜町79 (0138-84-2341)</td><td>学校長</td><td>1, 010 (3, 306)</td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr><tr><td rowspan="3">楢法華</td><td>楢法華総合センター</td><td>新浜町156-1 (0138-86-2451)</td><td>教育委員会</td><td>360 (1, 444)</td><td>レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖</td></tr><tr><td><u>南茅部総合センター</u></td><td><u>川汲町1520-4</u> <u>(0138-25-3789)</u></td><td><u>教育委員会</u></td><td><u>160</u> <u>(669)</u></td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr><tr><td><u>南茅部小学校</u></td><td>尾札部町1609-1 (0138-63-2561)</td><td>学校長</td><td>1, 430 <u>(4, 958)</u></td><td>レベル5（5-2）の場合に開設</td></tr></table> （略）	地区	避難所名	所在地 (電話番号)	管理者	収容人数(人) (面積 m ²)	備 考	恵山	恵山中学校	柏野町9 (0138-85-2122)	学校長	890 (3, 155)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154 (0138-85-3111)	恵山支所	210 (372)	レベル5（5-2）の場合に開設	えさん小学校	中浜町79 (0138-84-2341)	学校長	1, 010 (3, 306)	レベル5（5-2）の場合に開設	楢法華	楢法華総合センター	新浜町156-1 (0138-86-2451)	教育委員会	360 (1, 444)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖	<u>南茅部総合センター</u>	<u>川汲町1520-4</u> <u>(0138-25-3789)</u>	<u>教育委員会</u>	<u>160</u> <u>(669)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設	<u>南茅部小学校</u>	尾札部町1609-1 (0138-63-2561)	学校長	1, 430 <u>(4, 958)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設	避難所の修正
地区	避難所名	所在地 (電話番号)	管理者	収容人数(人) (面積 m ²)	備 考																																																																										
恵山	恵山中学校	柏野町9 (0138-85-2122)	学校長	890 (3, 155)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖																																																																										
	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154 (0138-85-3111)	恵山支所	210 (372)	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										
	えさん小学校	中浜町79 (0138-84-2341)	学校長	1, 010 (3, 306)	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										
楢法華	楢法華総合センター	新浜町156-1 (0138-86-2451)	教育委員会	360 (1, 444)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖																																																																										
	<u>尾札部中学校</u>	<u>尾札部町2023</u> <u>(0138-63-2762)</u>	<u>学校長</u>	<u>1, 430</u> <u>(4, 450)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										
	<u>磨光小学校</u>	尾札部町1609-1 (0138-63-2561)	学校長	1, 430 <u>(3, 629)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										
地区	避難所名	所在地 (電話番号)	管理者	収容人数(人) (面積 m ²)	備 考																																																																										
恵山	恵山中学校	柏野町9 (0138-85-2122)	学校長	890 (3, 155)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖																																																																										
	恵山コミュニティセンター	日ノ浜町154 (0138-85-3111)	恵山支所	210 (372)	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										
	えさん小学校	中浜町79 (0138-84-2341)	学校長	1, 010 (3, 306)	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										
楢法華	楢法華総合センター	新浜町156-1 (0138-86-2451)	教育委員会	360 (1, 444)	レベル4の場合に開設 レベル5（5-3）の場合に閉鎖																																																																										
	<u>南茅部総合センター</u>	<u>川汲町1520-4</u> <u>(0138-25-3789)</u>	<u>教育委員会</u>	<u>160</u> <u>(669)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										
	<u>南茅部小学校</u>	尾札部町1609-1 (0138-63-2561)	学校長	1, 430 <u>(4, 958)</u>	レベル5（5-2）の場合に開設																																																																										

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																																																																																																																																																																												
36	9 避難対象者の把握 噴火警報等が発表された場合の避難対象者および避難場所等については、表 3-3、3-4 のとおりである。 表 3-3 避難対象者数（恵山地区）（令和3年10月末現在） 【レベル5(5-1)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>御崎町</td><td>49</td><td>91</td><td>御崎会館</td><td rowspan="3">恵山中学校</td><td></td></tr><tr><td>柏野町の一部</td><td>94</td><td>193</td><td>—</td><td>《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館へつつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)</td></tr><tr><td>恵山町の一部</td><td>287</td><td>490</td><td>—</td><td>《一部対象地域》 ・75、176、623～662番地(七ッ岩から東側) ・448～463番地(禅龍寺周辺)</td></tr><tr><td>計</td><td>416</td><td>774</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>恵山つつじ公園</td><td>—</td><td>2,000</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>恵山福祉センター</td><td>—</td><td>190</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>恵楽園</td><td>—</td><td>65</td><td>—</td><td>—</td><td>所有バスにより避難</td></tr></table> ※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している 【レベル5(5-3)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>御崎町</td><td>49</td><td>91</td><td>—</td><td rowspan="3">恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校</td><td></td></tr><tr><td>柏野町</td><td>94</td><td>193</td><td>恵山中学校</td><td></td></tr><tr><td>恵山町</td><td>273</td><td>490</td><td>恵山中学校</td><td></td></tr><tr><td>古武井町の一部</td><td>89</td><td>146</td><td>古武井会館</td><td></td><td>《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)</td></tr><tr><td>計</td><td>505</td><td>920</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>恵山中学校</td><td>—</td><td>60</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table> ※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	49	91	御崎会館	恵山中学校		柏野町の一部	94	193	—	《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館へつつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)	恵山町の一部	287	490	—	《一部対象地域》 ・75、176、623～662番地(七ッ岩から東側) ・448～463番地(禅龍寺周辺)	計	416	774	—	—		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山つつじ公園	—	2,000	—	—		恵山福祉センター	—	190	—	—		恵楽園	—	65	—	—	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	49	91	—	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校		柏野町	94	193	恵山中学校		恵山町	273	490	恵山中学校		古武井町の一部	89	146	古武井会館		《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)	計	505	920	—	—		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山中学校	—	60	—	—		9 避難対象者の把握 噴火警報等が発表された場合の避難対象者および避難場所等については、表 3-3、3-4 のとおりである。 表 3-3 避難対象者数（恵山地区）（令和6年5月末現在） 【レベル5(5-1)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>御崎町</td><td>43</td><td>84</td><td>御崎会館</td><td rowspan="3">恵山中学校</td><td></td></tr><tr><td>柏野町の一部</td><td>87</td><td>171</td><td>—</td><td>《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館へつつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)</td></tr><tr><td>恵山町の一部</td><td>250</td><td>435</td><td>—</td><td>《一部対象地域》 ・75、176、623～662番地(七ッ岩から東側) ・448～463番地(禅龍寺周辺)</td></tr><tr><td>計</td><td>380</td><td>690</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>恵山つつじ公園</td><td>—</td><td>3,200</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>恵山福祉センター</td><td>—</td><td>100</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>恵楽園</td><td>—</td><td>65</td><td>—</td><td>—</td><td>所有バスにより避難</td></tr></table> ※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している 【レベル5(5-3)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>御崎町</td><td>43</td><td>84</td><td>—</td><td rowspan="3">恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校</td><td></td></tr><tr><td>柏野町</td><td>87</td><td>171</td><td>恵山中学校</td><td></td></tr><tr><td>恵山町</td><td>250</td><td>435</td><td>恵山中学校</td><td></td></tr><tr><td>古武井町の一部</td><td>73</td><td>119</td><td>—</td><td></td><td>《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)</td></tr><tr><td>計</td><td>453</td><td>809</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>恵山中学校</td><td>—</td><td>43</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table> ※世帯数・人員数は、避難対象が一部である地域についても全人員を計上している	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	43	84	御崎会館	恵山中学校		柏野町の一部	87	171	—	《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館へつつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)	恵山町の一部	250	435	—	《一部対象地域》 ・75、176、623～662番地(七ッ岩から東側) ・448～463番地(禅龍寺周辺)	計	380	690	—	—		【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山つつじ公園	—	3,200	—	—		恵山福祉センター	—	100	—	—		恵楽園	—	65	—	—	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						御崎町	43	84	—	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校		柏野町	87	171	恵山中学校		恵山町	250	435	恵山中学校		古武井町の一部	73	119	—		《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)	計	453	809	—	—		【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						恵山中学校	—	43	—	—		人数等の修正
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																										
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																															
御崎町	49	91	御崎会館	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																											
柏野町の一部	94	193	—		《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館へつつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)																																																																																																																																																																																																																										
恵山町の一部	287	490	—		《一部対象地域》 ・75、176、623～662番地(七ッ岩から東側) ・448～463番地(禅龍寺周辺)																																																																																																																																																																																																																										
計	416	774	—	—																																																																																																																																																																																																																											
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																															
恵山つつじ公園	—	2,000	—	—																																																																																																																																																																																																																											
恵山福祉センター	—	190	—	—																																																																																																																																																																																																																											
恵楽園	—	65	—	—	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																										
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																										
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																															
御崎町	49	91	—	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校																																																																																																																																																																																																																											
柏野町	94	193	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																												
恵山町	273	490	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																												
古武井町の一部	89	146	古武井会館		《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)																																																																																																																																																																																																																										
計	505	920	—	—																																																																																																																																																																																																																											
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																															
恵山中学校	—	60	—	—																																																																																																																																																																																																																											
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																										
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																															
御崎町	43	84	御崎会館	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																											
柏野町の一部	87	171	—		《一部対象地域》 ・40-3、41-13、99番地(柏野会館へつつじ公園) ・117番地(恵楽園、恵山温泉、石田温泉)																																																																																																																																																																																																																										
恵山町の一部	250	435	—		《一部対象地域》 ・75、176、623～662番地(七ッ岩から東側) ・448～463番地(禅龍寺周辺)																																																																																																																																																																																																																										
計	380	690	—	—																																																																																																																																																																																																																											
【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																															
恵山つつじ公園	—	3,200	—	—																																																																																																																																																																																																																											
恵山福祉センター	—	100	—	—																																																																																																																																																																																																																											
恵楽園	—	65	—	—	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																										
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																										
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																															
御崎町	43	84	—	恵山コミュニティセンター (必要に応じて) えさん小学校																																																																																																																																																																																																																											
柏野町	87	171	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																												
恵山町	250	435	恵山中学校																																																																																																																																																																																																																												
古武井町の一部	73	119	—		《一部対象地域》 ・213、216、217、409番地(恵山漁協山背泊支所より山側)																																																																																																																																																																																																																										
計	453	809	—	—																																																																																																																																																																																																																											
【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																															
恵山中学校	—	43	—	—																																																																																																																																																																																																																											

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
37	表 3-4 避難対象者数等（楡法華地区）（令和3年10月末現在） 【レベル5(5-1)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>恵山岬町</td><td>10</td><td>18</td><td>もと元村会館</td><td rowspan="3">楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>元村町</td><td>30</td><td>60</td><td>もと富浦会館</td><td></td></tr><tr><td>富浦町</td><td>39</td><td>71</td><td>もと富浦会館</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>79</td><td>149</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>ホテル恵風</td><td>－</td><td>200</td><td>－</td><td>－</td><td>所有バスにより避難</td></tr></table> 【レベル5(5-3)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>恵山岬町</td><td>10</td><td>18</td><td>－</td><td rowspan="11">尾札部中学校 磨光小学校</td><td></td></tr><tr><td>元村町</td><td>30</td><td>60</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>富浦町</td><td>39</td><td>71</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>島泊町</td><td>27</td><td>45</td><td>楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>新八幡町</td><td>63</td><td>115</td><td>楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>新浜町</td><td>148</td><td>279</td><td>楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>銚子町</td><td>106</td><td>208</td><td>銚子会館</td><td></td></tr><tr><td>絵紙山町</td><td>1</td><td>3</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>新恵山町</td><td>5</td><td>10</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>429</td><td>809</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>楡法華総合センター</td><td>－</td><td>300</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華小学校</td><td>－</td><td>20</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華中学校</td><td>－</td><td>35</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華高齢者福祉総合センター</td><td>－</td><td>40</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華クリニック</td><td>－</td><td>20</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table> (略)	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	10	18	もと元村会館	楡法華総合センター		元村町	30	60	もと富浦会館		富浦町	39	71	もと富浦会館		計	79	149	－	－		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						ホテル恵風	－	200	－	－	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	10	18	－	尾札部中学校 磨光小学校		元村町	30	60	－		富浦町	39	71	－		島泊町	27	45	楡法華総合センター		新八幡町	63	115	楡法華総合センター		新浜町	148	279	楡法華総合センター		銚子町	106	208	銚子会館		絵紙山町	1	3	－		新恵山町	5	10	－		計	429	809	－		【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						楡法華総合センター	－	300	－	－		楡法華小学校	－	20	－	－		楡法華中学校	－	35	－	－		楡法華高齢者福祉総合センター	－	40	－	－		楡法華クリニック	－	20	－	－		表 3-4 避難対象者数等（楡法華地区）（令和6年5月末現在） 【レベル5(5-1)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>恵山岬町</td><td>11</td><td>18</td><td>もと元村会館</td><td rowspan="3">楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>元村町</td><td>27</td><td>56</td><td>もと富浦会館</td><td></td></tr><tr><td>富浦町</td><td>39</td><td>66</td><td>もと富浦会館</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>77</td><td>140</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>ホテル恵風</td><td>－</td><td>200</td><td>－</td><td>－</td><td>所有バスにより避難</td></tr></table> 【レベル5(5-3)】 <table><tr><th>町名等</th><th>世帯数</th><th>人員数</th><th>一時集合場所</th><th>避難場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="6">【避難対象区域内の町ごとの人数】</td></tr><tr><td>恵山岬町</td><td>11</td><td>18</td><td>－</td><td rowspan="11">南茅部総合センター 南茅部小学校</td><td></td></tr><tr><td>元村町</td><td>27</td><td>56</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>富浦町</td><td>39</td><td>66</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>島泊町</td><td>25</td><td>41</td><td>楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>新八幡町</td><td>61</td><td>109</td><td>楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>新浜町</td><td>137</td><td>251</td><td>楡法華総合センター</td><td></td></tr><tr><td>銚子町</td><td>102</td><td>195</td><td>もと銚子会館</td><td></td></tr><tr><td>絵紙山町</td><td>3</td><td>6</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>新恵山町</td><td>5</td><td>10</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>410</td><td>752</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】</td></tr><tr><td>楡法華総合センター</td><td>－</td><td>360</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華小学校</td><td>－</td><td>23</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華中学校</td><td>－</td><td>10</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華高齢者福祉総合センター</td><td>－</td><td>40</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>楡法華クリニック</td><td>－</td><td>20</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table> (略)	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	11	18	もと元村会館	楡法華総合センター		元村町	27	56	もと富浦会館		富浦町	39	66	もと富浦会館		計	77	140	－	－		【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						ホテル恵風	－	200	－	－	所有バスにより避難	町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考	【避難対象区域内の町ごとの人数】						恵山岬町	11	18	－	南茅部総合センター 南茅部小学校		元村町	27	56	－		富浦町	39	66	－		島泊町	25	41	楡法華総合センター		新八幡町	61	109	楡法華総合センター		新浜町	137	251	楡法華総合センター		銚子町	102	195	もと銚子会館		絵紙山町	3	6	－		新恵山町	5	10	－		計	410	752	－		【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】						楡法華総合センター	－	360	－	－		楡法華小学校	－	23	－	－		楡法華中学校	－	10	－	－		楡法華高齢者福祉総合センター	－	40	－	－		楡法華クリニック	－	20	－	－		人数等の修正
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵山岬町	10	18	もと元村会館	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
元村町	30	60	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
富浦町	39	71	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計	79	149	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ホテル恵風	－	200	－	－	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵山岬町	10	18	－	尾札部中学校 磨光小学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
元村町	30	60	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
富浦町	39	71	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
島泊町	27	45	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新八幡町	63	115	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新浜町	148	279	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
銚子町	106	208	銚子会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
絵紙山町	1	3	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新恵山町	5	10	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計	429	809	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
【避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
楡法華総合センター	－	300	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華小学校	－	20	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華中学校	－	35	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華高齢者福祉総合センター	－	40	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華クリニック	－	20	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵山岬町	11	18	もと元村会館	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
元村町	27	56	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
富浦町	39	66	もと富浦会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計	77	140	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ホテル恵風	－	200	－	－	所有バスにより避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																
町名等	世帯数	人員数	一時集合場所	避難場所	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【避難対象区域内の町ごとの人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
恵山岬町	11	18	－	南茅部総合センター 南茅部小学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
元村町	27	56	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
富浦町	39	66	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
島泊町	25	41	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新八幡町	61	109	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新浜町	137	251	楡法華総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
銚子町	102	195	もと銚子会館																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
絵紙山町	3	6	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新恵山町	5	10	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計	410	752	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
【参考：避難対象区域内にある主たる施設の利用者等の人数】																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
楡法華総合センター	－	360	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華小学校	－	23	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華中学校	－	10	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華高齢者福祉総合センター	－	40	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楡法華クリニック	－	20	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
38	1 0 避難経路・避難手段の確立 (1) 避難経路 避難経路を図 3-2, 3-3 に示す。 (略) 噴火警戒レベル 5 (5-3) 発表時 	1 0 避難経路・避難手段の確立 (1) 避難経路 避難経路を図 3-2, 3-3 に示す。 (略) 噴火警戒レベル 5 (5-3) 発表時 	一時集 合 場 所 の 削 除 (古武井 会館用 途 廃止 施 設 解 体 の た め)

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
39	図 3-3 避難経路（楯法華地区） （略） 噴火警戒レベル 5 （5-3）発表時 	図 3-3 避難経路（楯法華地区） （略） 噴火警戒レベル 5 （5-3）発表時 	避難所の修正

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																																				
40	（２）避難手段 避難手段は、徒歩、自転車、自家用車、船舶等のあらゆる手段による自力避難とする。避難指示が発令された場合、交通手段が確保できないなど自力での避難が困難な者は、一時集合場所に集合もしくは自宅にて待機し、市または防災関係機関が手配する広報車を伴ったバス等により避難するものとする。なお、大きな噴石等によりバス等でも避難が困難な場合には市または北海道が要請する北海道防災航空室、警察、自衛隊、函館海上保安部の救助を待ち避難を行うものとする。 避難対象地区から一時集合場所または避難場所までの距離および所要時間の目安について、表 3-5、3-6 に示す。 表 3-5 恵山地区の所要時間（目安） <table><tr><th>町名</th><th>人数 (世帯数)</th><th>避難手段</th><th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th><th>指定避難所 (避難に係る時間)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>御崎町</td><td><u>91</u> <u>(49)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td>御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)</td><td>恵山中学校 (2.8km、車両6分)</td><td></td></tr><tr><td>柏野町</td><td><u>193</u> <u>(94)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td>—</td><td>恵山中学校 (0.6km、車両：1分)</td><td>徒歩：20分</td></tr><tr><td>恵山町</td><td><u>490</u> <u>(273)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td>—</td><td>恵山中学校 (1.7km、車両：3分)</td><td>徒歩：57分</td></tr><tr><td>古武井町</td><td><u>146</u> <u>(89)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td><u>古武井会館</u> <u>(1.0km、徒歩：33分)</u></td><td>恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">恵山中学校</td><td>バス等</td><td>—</td><td>恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">恵山中学校</td><td>バス等</td><td>—</td><td>えさん小学校 (8.4km、車両：17分)</td><td></td></tr></table> ※所要時間は、自動車による移動は時速 30km、徒歩による移動は時速 1.8km で計算 車両の速度は制限速度、徒歩の速度は北海道津波避難計画策定指針における歩行困難者の歩行速度 0.5m/秒による。	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	御崎町	<u>91</u> <u>(49)</u>	徒歩 自家用車等	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)		柏野町	<u>193</u> <u>(94)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分	恵山町	<u>490</u> <u>(273)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分	古武井町	<u>146</u> <u>(89)</u>	徒歩 自家用車等	<u>古武井会館</u> <u>(1.0km、徒歩：33分)</u>	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)		恵山中学校		バス等	—	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)		恵山中学校		バス等	—	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)		（２）避難手段 避難手段は、徒歩、自転車、自家用車、船舶等のあらゆる手段による自力避難とする。避難指示が発令された場合、交通手段が確保できないなど自力での避難が困難な者は、一時集合場所に集合もしくは自宅にて待機し、市または防災関係機関が手配する広報車を伴ったバス等により避難するものとする。なお、大きな噴石等によりバス等でも避難が困難な場合には市または北海道要請する北海道防災航空室、警察、自衛隊、函館海上保安部の救助を待ち避難を行うものとする。 避難対象地区から一時集合場所または避難場所までの距離および所要時間の目安について、表 3-5、3-6 に示す。 表 3-5 恵山地区の所要時間（目安） <table><tr><th>町名</th><th>人数 (世帯数)</th><th>避難手段</th><th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th><th>指定避難所 (避難に係る時間)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>御崎町</td><td><u>84</u> <u>(43)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td>御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)</td><td>恵山中学校 (2.8km、車両6分)</td><td></td></tr><tr><td>柏野町</td><td><u>171</u> <u>(87)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td>—</td><td>恵山中学校 (0.6km、車両：1分)</td><td>徒歩：20分</td></tr><tr><td>恵山町</td><td><u>435</u> <u>(250)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td>—</td><td>恵山中学校 (1.7km、車両：3分)</td><td>徒歩：57分</td></tr><tr><td>古武井町</td><td><u>119</u> <u>(73)</u></td><td>徒歩 自家用車等</td><td>—</td><td>恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">恵山中学校</td><td>バス等</td><td>—</td><td>恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">恵山中学校</td><td>バス等</td><td>—</td><td>えさん小学校 (8.4km、車両：17分)</td><td></td></tr></table> ※所要時間は、自動車による移動は時速 30km、徒歩による移動は時速 1.8km で計算 車両の速度は制限速度、徒歩の速度は北道津波避難計画策定指針における歩行困難者の歩行速度 0.5m/秒による。	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	御崎町	<u>84</u> <u>(43)</u>	徒歩 自家用車等	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)		柏野町	<u>171</u> <u>(87)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分	恵山町	<u>435</u> <u>(250)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分	古武井町	<u>119</u> <u>(73)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)		恵山中学校		バス等	—	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)		恵山中学校		バス等	—	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)		人数等の修正
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																		
御崎町	<u>91</u> <u>(49)</u>	徒歩 自家用車等	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)																																																																																			
柏野町	<u>193</u> <u>(94)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分																																																																																		
恵山町	<u>490</u> <u>(273)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分																																																																																		
古武井町	<u>146</u> <u>(89)</u>	徒歩 自家用車等	<u>古武井会館</u> <u>(1.0km、徒歩：33分)</u>	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)																																																																																			
恵山中学校		バス等	—	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)																																																																																			
恵山中学校		バス等	—	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)																																																																																			
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																		
御崎町	<u>84</u> <u>(43)</u>	徒歩 自家用車等	御崎会館 (1.4km、徒歩：47分)	恵山中学校 (2.8km、車両6分)																																																																																			
柏野町	<u>171</u> <u>(87)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (0.6km、車両：1分)	徒歩：20分																																																																																		
恵山町	<u>435</u> <u>(250)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山中学校 (1.7km、車両：3分)	徒歩：57分																																																																																		
古武井町	<u>119</u> <u>(73)</u>	徒歩 自家用車等	—	恵山コミュニティセンター (6.0km、車両：12分)																																																																																			
恵山中学校		バス等	—	恵山コミュニティセンター (3.8km、車両：8分)																																																																																			
恵山中学校		バス等	—	えさん小学校 (8.4km、車両：17分)																																																																																			

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																																																																																																																
40	表 3-6 榎法華地区の所要時間（目安） <table><tr><th>町名</th><th>人数 (世帯数)</th><th>避難手段</th><th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th><th>指定避難所 (避難に係る時間)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>恵山岬町</td><td>18 (10)</td><td>徒歩 自動車等</td><td>もと元村会館 (1.2km、徒歩：40分)</td><td>榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)</td><td></td></tr><tr><td>元村町</td><td>60 (30)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>もと富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)</td><td>榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)</td><td></td></tr><tr><td>富浦町</td><td>71 (39)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>もと富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)</td><td>榎法華総合センター (1.8km、車両： 4分)</td><td></td></tr><tr><td>島泊町</td><td>45 (27)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)</td><td>尾札部中学校 (15.3km、車両：18分)</td><td></td></tr><tr><td>新八幡町</td><td>115 (63)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)</td><td>尾札部中学校 (15.2km、車両：18分)</td><td></td></tr><tr><td>新浜町</td><td>279 (148)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)</td><td>尾札部中学校 (14.9km、車両：18分)</td><td></td></tr><tr><td>銚子町</td><td>208 (106)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)</td><td>尾札部中学校 (13.6km、車両：6分)</td><td></td></tr><tr><td>絵紙山町</td><td>3 (1)</td><td>自家用車等</td><td>—</td><td>尾札部中学校 (15.3km、車両：18分)</td><td></td></tr><tr><td>新恵山町</td><td>10 (5)</td><td>自家用車等</td><td>—</td><td>尾札部中学校 (17.1km、車両：21分)</td><td></td></tr><tr><td>榎法華総合センター</td><td></td><td>バス等</td><td>—</td><td>尾札部中学校 (14.4km、車両：17分)</td><td></td></tr><tr><td>榎法華総合センター</td><td></td><td>バス等</td><td>—</td><td>磨光小学校 (16.7km、車両：20分)</td><td></td></tr></table> ※所要時間は、自動車による移動は道道時速 30km、国道時速 50km、徒歩による移動は時速 1.8km で計算 車両の速度は制限速度、徒歩の速度は北海道津波避難計画策定指針における歩行困難者の歩行速度 0.5m/秒による。	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	恵山岬町	18 (10)	徒歩 自動車等	もと元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)		元村町	60 (30)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)		富浦町	71 (39)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両： 4分)		島泊町	45 (27)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	尾札部中学校 (15.3km、車両：18分)		新八幡町	115 (63)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	尾札部中学校 (15.2km、車両：18分)		新浜町	279 (148)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	尾札部中学校 (14.9km、車両：18分)		銚子町	208 (106)	徒歩 自家用車等	銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	尾札部中学校 (13.6km、車両：6分)		絵紙山町	3 (1)	自家用車等	—	尾札部中学校 (15.3km、車両：18分)		新恵山町	10 (5)	自家用車等	—	尾札部中学校 (17.1km、車両：21分)		榎法華総合センター		バス等	—	尾札部中学校 (14.4km、車両：17分)		榎法華総合センター		バス等	—	磨光小学校 (16.7km、車両：20分)		表 3-6 榎法華地区の所要時間（目安） <table><tr><th>町名</th><th>人数 (世帯数)</th><th>避難手段</th><th>一時集合場所 (避難に係る時間)</th><th>指定避難所 (避難に係る時間)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>恵山岬町</td><td>18 (11)</td><td>徒歩 自動車等</td><td>もと元村会館 (1.2km、徒歩：40分)</td><td>榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)</td><td></td></tr><tr><td>元村町</td><td>56 (27)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>もと富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)</td><td>榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)</td><td></td></tr><tr><td>富浦町</td><td>66 (39)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>もと富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)</td><td>榎法華総合センター (1.8km、車両： 4分)</td><td></td></tr><tr><td>島泊町</td><td>41 (25)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)</td><td>南茅部小学校 (17.6km、車両：21分)</td><td></td></tr><tr><td>新八幡町</td><td>109 (61)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)</td><td>南茅部小学校 (17.5km、車両：21分)</td><td></td></tr><tr><td>新浜町</td><td>251 (137)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)</td><td>南茅部小学校 (17.2km、車両：21分)</td><td></td></tr><tr><td>銚子町</td><td>195 (102)</td><td>徒歩 自家用車等</td><td>もと銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)</td><td>南茅部小学校 (15.9km、車両：19分)</td><td></td></tr><tr><td>絵紙山町</td><td>6 (3)</td><td>自家用車等</td><td>—</td><td>南茅部小学校 (17.6km、車両：21分)</td><td></td></tr><tr><td>新恵山町</td><td>10 (5)</td><td>自家用車等</td><td>—</td><td>南茅部小学校 (19.4km、車両：23分)</td><td></td></tr><tr><td>榎法華総合センター</td><td></td><td>バス等</td><td>—</td><td>南茅部小学校 (16.7km、車両：20分)</td><td></td></tr><tr><td>榎法華総合センター</td><td></td><td>バス等</td><td>—</td><td>南茅部総合センター (19.1km、車両：23分)</td><td></td></tr></table> ※所要時間は、自動車による移動は道道時速 30km、国道時速 50km、徒歩による移動は時速 1.8km で計算 車両の速度は制限速度、徒歩の速度は北海道津波避難計画策定指針における歩行困難者の歩行速度 0.5m/秒による。	町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考	恵山岬町	18 (11)	徒歩 自動車等	もと元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)		元村町	56 (27)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)		富浦町	66 (39)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両： 4分)		島泊町	41 (25)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	南茅部小学校 (17.6km、車両：21分)		新八幡町	109 (61)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	南茅部小学校 (17.5km、車両：21分)		新浜町	251 (137)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	南茅部小学校 (17.2km、車両：21分)		銚子町	195 (102)	徒歩 自家用車等	もと銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	南茅部小学校 (15.9km、車両：19分)		絵紙山町	6 (3)	自家用車等	—	南茅部小学校 (17.6km、車両：21分)		新恵山町	10 (5)	自家用車等	—	南茅部小学校 (19.4km、車両：23分)		榎法華総合センター		バス等	—	南茅部小学校 (16.7km、車両：20分)		榎法華総合センター		バス等	—	南茅部総合センター (19.1km、車両：23分)		人数等の修正
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																																																																														
恵山岬町	18 (10)	徒歩 自動車等	もと元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)																																																																																																																																															
元村町	60 (30)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)																																																																																																																																															
富浦町	71 (39)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両： 4分)																																																																																																																																															
島泊町	45 (27)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	尾札部中学校 (15.3km、車両：18分)																																																																																																																																															
新八幡町	115 (63)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	尾札部中学校 (15.2km、車両：18分)																																																																																																																																															
新浜町	279 (148)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	尾札部中学校 (14.9km、車両：18分)																																																																																																																																															
銚子町	208 (106)	徒歩 自家用車等	銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	尾札部中学校 (13.6km、車両：6分)																																																																																																																																															
絵紙山町	3 (1)	自家用車等	—	尾札部中学校 (15.3km、車両：18分)																																																																																																																																															
新恵山町	10 (5)	自家用車等	—	尾札部中学校 (17.1km、車両：21分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	尾札部中学校 (14.4km、車両：17分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	磨光小学校 (16.7km、車両：20分)																																																																																																																																															
町名	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備 考																																																																																																																																														
恵山岬町	18 (11)	徒歩 自動車等	もと元村会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (4.5km、車両：9分)																																																																																																																																															
元村町	56 (27)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (1.2km、徒歩：40分)	榎法華総合センター (3.4km、車両：7分)																																																																																																																																															
富浦町	66 (39)	徒歩 自家用車等	もと富浦会館 (0.6km、徒歩：20分)	榎法華総合センター (1.8km、車両： 4分)																																																																																																																																															
島泊町	41 (25)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.8km、徒歩：27分)	南茅部小学校 (17.6km、車両：21分)																																																																																																																																															
新八幡町	109 (61)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.6km、徒歩：20分)	南茅部小学校 (17.5km、車両：21分)																																																																																																																																															
新浜町	251 (137)	徒歩 自家用車等	榎法華総合センター (0.5km、徒歩：17分)	南茅部小学校 (17.2km、車両：21分)																																																																																																																																															
銚子町	195 (102)	徒歩 自家用車等	もと銚子会館 (0.3km、徒歩：10分)	南茅部小学校 (15.9km、車両：19分)																																																																																																																																															
絵紙山町	6 (3)	自家用車等	—	南茅部小学校 (17.6km、車両：21分)																																																																																																																																															
新恵山町	10 (5)	自家用車等	—	南茅部小学校 (19.4km、車両：23分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	南茅部小学校 (16.7km、車両：20分)																																																																																																																																															
榎法華総合センター		バス等	—	南茅部総合センター (19.1km、車両：23分)																																																																																																																																															

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																																																															
41	1 1 避難者の輸送対策 市長が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。 避難に利用できるバス等の台数を表 3-7 に示す。 表 3-7 バス等の手配先（平成 30 年 4 月末現在） <table><tr><th>所 管</th><th>所在地</th><th>連絡先</th><th>保有台数</th><th>輸送能力</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">恵山支所</td><td rowspan="2">日の浜町 127</td><td rowspan="2">85-2331</td><td>1台</td><td>44人</td><td>地域福祉バス</td></tr><tr><td>1台</td><td>20人</td><td>病院送迎バス</td></tr><tr><td>楳法華支所</td><td>新浜町 156-1</td><td>86-2111</td><td>1台</td><td>41人</td><td>地域福祉バス</td></tr><tr><td>函館地区バス協会</td><td>高盛町 10-1</td><td>54-4471</td><td colspan="3">締結した協定に基づき必要台数を要請</td></tr><tr><td>ホテル恵風</td><td>恵山岬町 61-2</td><td>86-2121</td><td>3 台</td><td>62人</td><td>送迎</td></tr></table> ※輸送能力は、バス保有台数により算出したものであり、実際に避難に使用できる台数は稼働状況による。 （略）	所 管	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備 考	恵山支所	日の浜町 127	85-2331	1台	44人	地域福祉バス	1台	20人	病院送迎バス	楳法華支所	新浜町 156-1	86-2111	1台	41人	地域福祉バス	函館地区バス協会	高盛町 10-1	54-4471	締結した協定に基づき必要台数を要請			ホテル恵風	恵山岬町 61-2	86-2121	3 台	62人	送迎	1 1 避難者の輸送対策 市長が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。 避難に利用できるバス等の台数を表 3-7 に示す。 表 3-7 バス等の手配先（令和 6 年 5 月末現在） <table><tr><th>所 管</th><th>所在地</th><th>連絡先</th><th>保有台数</th><th>輸送能力</th><th>備 考</th></tr><tr><td>恵山支所</td><td>日の浜町 127</td><td>85-2331</td><td>1台</td><td>44人</td><td>地域福祉バス</td></tr><tr><td>楳法華支所</td><td>新浜町 156-1</td><td>86-2111</td><td>1台</td><td>41人</td><td>地域福祉バス</td></tr><tr><td>函館地区バス協会</td><td>高盛町 10-1</td><td>54-4471</td><td colspan="3">締結した協定に基づき必要台数を要請</td></tr><tr><td>ホテル恵風</td><td>恵山岬町 61-2</td><td>86-2121</td><td>3 台</td><td>62人</td><td>送迎</td></tr></table> ※輸送能力は、バス保有台数により算出したものであり、実際に避難に使用できる台数は稼働状況による。 （略）	所 管	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備 考	恵山支所	日の浜町 127	85-2331	1台	44人	地域福祉バス	楳法華支所	新浜町 156-1	86-2111	1台	41人	地域福祉バス	函館地区バス協会	高盛町 10-1	54-4471	締結した協定に基づき必要台数を要請			ホテル恵風	恵山岬町 61-2	86-2121	3 台	62人	送迎	保有台数等の修正
所 管	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備 考																																																													
恵山支所	日の浜町 127	85-2331	1台	44人	地域福祉バス																																																													
			1台	20人	病院送迎バス																																																													
楳法華支所	新浜町 156-1	86-2111	1台	41人	地域福祉バス																																																													
函館地区バス協会	高盛町 10-1	54-4471	締結した協定に基づき必要台数を要請																																																															
ホテル恵風	恵山岬町 61-2	86-2121	3 台	62人	送迎																																																													
所 管	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備 考																																																													
恵山支所	日の浜町 127	85-2331	1台	44人	地域福祉バス																																																													
楳法華支所	新浜町 156-1	86-2111	1台	41人	地域福祉バス																																																													
函館地区バス協会	高盛町 10-1	54-4471	締結した協定に基づき必要台数を要請																																																															
ホテル恵風	恵山岬町 61-2	86-2121	3 台	62人	送迎																																																													

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
44	16 噴火警戒レベルに応じた避難対応フロー (1) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合 (略) 図 3-5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 ※避難情報発令対象地域 ①…御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部、恵山岬町、元村町、富浦町 ②…柏野町、恵山町、古武井町の一部、榎法華地区全域（上記地域除く）	16 噴火警戒レベルに応じた避難対応フロー (1) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合 (略) 図 3-5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 ※避難情報発令対象地域 ①…御崎町、柏野町の一部、恵山町の一部、恵山岬町、元村町、富浦町 ②…柏野町、恵山町、古武井町の一部、榎法華地区全域（上記地域除く）	噴火警戒レベルのカラーリングの修正

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
45	(2) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル 1→2） (略) 図 3-6 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル 1→2）の避難対応 噴火警戒レベル1 → 噴火警戒レベル2 火山活動の推移 通常の火山活動 → 明瞭な前兆がなく突発的に噴火 → 噴火発生 凡例 ● 情報 ■ 関係機関の対応事項 □ 指示を待たず自ら対応すべき事項 火山の観測 札幌管区気象台・地域火山監視・警報センター 北海道・渡島総合振興局 第1非常配備体制 ・市への情報伝達 ・情報収集体制確立 火口周辺規制の実施 火口周辺規制の実施について検討 避難誘導の支援 恵山近傍施設管理者等から情報収集 住民等 噴火の認知 登山者等 緊急避難 避難促進施設 呼びかけ実施 → 緊急避難の状況確認 → 状況を市と共有 → 緊急避難後の避難の実施について検討 → 避難所等への避難誘導 → 避難状況を市と共有	(2) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル 1→2） (略) 図 3-6 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル 1→2）の避難対応 噴火警戒レベル1 → 噴火警戒レベル2 火山活動の推移 通常の火山活動 → 明瞭な前兆がなく突発的に噴火 → 噴火発生 凡例 ● 情報 ■ 関係機関の対応事項 □ 指示を待たず自ら対応すべき事項 火山の観測 札幌管区気象台・地域火山監視・警報センター 北海道・渡島総合振興局 第1非常配備体制 ・市への情報伝達 ・情報収集体制確立 火口周辺規制の実施 火口周辺規制の実施について検討 避難誘導の支援 恵山近傍施設管理者等から情報収集 住民等 噴火の認知 登山者等 緊急避難 避難促進施設 呼びかけ実施 → 緊急避難の状況確認 → 状況を市と共有 → 緊急避難後の避難の実施について検討 → 避難所等への避難誘導 → 避難状況を市と共有	噴火警戒レベルのカラーリングの修正

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
48	第3節 災害対策基本法に基づく警戒区域 警戒区域の設定については、函館市地域防災計画<u>基本・地震災害対策編</u>第3章第6節第6項「警戒区域の設定」に基づき実施するものとし、協議会においてあらかじめ協議検討した影響が及ぶ範囲を警戒区域に設定する。また、警戒区域の設定や解除については、緊急時においても柔軟に対応できるよう、平常時から協議会において共同で検討するものとする。 (略) 第5節 緊急フェーズ後（住民避難後）の対応 (略) 2 救援物資と救援体制等 (略) (1) ボランティア等の受け入れ 災害規模が大きい場合、市職員だけでの対応は困難となり、ボランティアの受け入れによる住民等の支援が行われるケースが多く、たとえ災害規模が小さい場合でも、ボランティアが特定の箇所に集中することも予想されるため、函館市地域防災計画<u>基本地震災害対策編</u>第3章第10節「ボランティアの受入れ・派遣」に基づき、ボランティアセンターの立ち上げによる受入態勢の整備を図り、円滑なボランティアの派遣を実施するものとする。	第3節 災害対策基本法に基づく警戒区域 警戒区域の設定については、函館市地域防災計画第3章第6節第6項「警戒区域の設定」に基づき実施するものとし、協議会においてあらかじめ協議検討した影響が及ぶ範囲を警戒区域に設定する。また、警戒区域の設定や解除については、緊急時においても柔軟に対応できるよう、平常時から協議会において共同で検討するものとする。 (略) 第5節 緊急フェーズ後（住民避難後）の対応 (略) 2 救援物資と救援体制等 (略) (1) ボランティア等の受け入れ 災害規模が大きい場合、市職員だけでの対応は困難となり、ボランティアの受け入れによる住民等の支援が行われるケースが多く、たとえ災害規模が小さい場合でも、ボランティアが特定の箇所に集中することも予想されるため、函館市地域防災計画第3章第10節「ボランティアの受入れ・派遣」に基づき、ボランティアセンターの立ち上げによる受入態勢の整備を図り、円滑なボランティアの派遣を実施するものとする。	地域防災計画との整合
50	(2) 救援物資の受け入れ、整理配分 避難所班職員は、避難所自治組織やボランティア等との共同作業により、必要な救援物資と充足した物資を把握し、流入停止等の要請を市災害対策本部に行うものとする。 要請を受けた災害対策本部は、函館市地域防災計画<u>基本・地震災害対策編</u>第3章第7節第4項の3「救援物資の受入れ・配分」に基づき実施するものとする。 (略)	(2) 救援物資の受け入れ、整理配分 避難所班職員は、避難所自治組織やボランティア等との共同作業により、必要な救援物資と充足した物資を把握し、流入停止等の要請を市災害対策本部に行うものとする。 要請を受けた災害対策本部は、函館市地域防災計画第3章第7節第4項の3「救援物資の受入れ・配分」に基づき実施するものとする。 要請を受けた災害対策本部は、函館市地域防災計画第3章第7節第4項の3「救援物資の受入れ・配分」に基づき実施するものとする。 (略)	地域防災計画との整合

頁	現 行	改 正 案	改訂理由
52	第4章 平常時からの防災啓発と訓練 (略) 2 普及啓発等 (1) 住民等への普及啓発 市や防災関係機関は、函館市地域防災計画<u>基本・地震災害対策編</u>第2章第1節第2項「防災知識の普及・啓発」の定めるところにより、住民等の火山に対する理解や危険性の認識を深められるよう、その普及啓発に努めるものとする。 また、市は、火山現象の影響および範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警報等の解説、噴火警戒レベルに応じた避難場所や避難経路、避難の方法、情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した印刷物等を作成し、恵山および楡法華地区の居住者だけでなく宿泊施設や福祉施設等へも配布するほか、ホームページに掲載するなど、火山災害の危険性の周知に努めるものとする。	第4章 平常時からの防災啓発と訓練 (略) 2 普及啓発等 (1) 住民等への普及啓発 市や防災関係機関は、函館市地域防災計画第2章第1節第2項「防災知識の普及・啓発」の定めるところにより、住民等の火山に対する理解や危険性の認識を深められるよう、その普及啓発に努めるものとする。 また、市は、火山現象の影響および範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警報等の解説、噴火警戒レベルに応じた避難場所や避難経路、避難の方法、情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した印刷物等を作成し、恵山および楡法華地区の居住者だけでなく、宿泊施設や福祉施設等へも配布するほか、ホームページに掲載するなど、火山災害の危険性の周知に努めるものとする。	地域防災計画との整合

頁	現 行	改 正 案	改訂理由																								
63	参考：用語解説 <table><tr><td>行</td><td>用語</td><td>解説</td></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr><tr><td>か</td><td>ガンセツ 岩屑なだれ</td><td>火山噴火や地震などによって火山壱が大規模に崩壊し（山体崩壊）、斜面を高速で流下する現象で、海や湖になだれ込んだ場合は津波が発生することもあり、火砕流と並んで最も危険な火山現象の一つである。</td></tr></table>	行	用語	解説	省略			か	ガンセツ 岩屑なだれ	火山噴火や地震などによって火山 壱 が大規模に崩壊し（山体崩壊）、斜面を高速で流下する現象で、海や湖になだれ込んだ場合は津波が発生することもあり、火砕流と並んで最も危険な火山現象の一つである。	参考：用語解説 <table><tr><td>行</td><td>用語</td><td>解説</td></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr><tr><td>か</td><td>ガンセツ 岩屑なだれ</td><td>火山噴火や地震などによって火山休が大規模に崩壊し（山体崩壊）、斜面を高速で流下する現象で、海や湖になだれ込んだ場合は津波が発生することもあり、火砕流と並んで最も危険な火山現象の一つである。</td></tr></table>	行	用語	解説	省略			か	ガンセツ 岩屑なだれ	火山噴火や地震などによって火山 休 が大規模に崩壊し（山体崩壊）、斜面を高速で流下する現象で、海や湖になだれ込んだ場合は津波が発生することもあり、火砕流と並んで最も危険な火山現象の一つである。	誤字の訂正						
行	用語	解説																									
省略																											
か	ガンセツ 岩屑なだれ	火山噴火や地震などによって火山 壱 が大規模に崩壊し（山体崩壊）、斜面を高速で流下する現象で、海や湖になだれ込んだ場合は津波が発生することもあり、火砕流と並んで最も危険な火山現象の一つである。																									
行	用語	解説																									
省略																											
か	ガンセツ 岩屑なだれ	火山噴火や地震などによって火山 休 が大規模に崩壊し（山体崩壊）、斜面を高速で流下する現象で、海や湖になだれ込んだ場合は津波が発生することもあり、火砕流と並んで最も危険な火山現象の一つである。																									
64	<table><tr><td>行</td><td>用語</td><td>解説</td></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr><tr><td>た</td><td>地殻変動</td><td>地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、GPSや水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマや溶岩ドームが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。</td></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr></table>	行	用語	解説	省略			た	地殻変動	地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、 GPS や水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマや溶岩ドームが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。	省略			<table><tr><td>行</td><td>用語</td><td>解説</td></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr><tr><td>か</td><td>地殻変動</td><td>地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、GNSS観測や水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマや溶岩ドームが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。</td></tr><tr><td colspan="3">省略</td></tr></table>	行	用語	解説	省略			か	地殻変動	地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、 GNSS観測 や水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマや溶岩ドームが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。	省略			衛星測位システム の総称に変更
行	用語	解説																									
省略																											
た	地殻変動	地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、 GPS や水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマや溶岩ドームが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。																									
省略																											
行	用語	解説																									
省略																											
か	地殻変動	地殻が変形する現象で、火山地域においてはマグマの移動や蓄積などによって、ごく微小な変形が観測される。地殻変動観測には、 GNSS観測 や水準測量などの精密な測量、傾斜計や歪計などが使用される。マグマや溶岩ドームが地表近くまで上昇した段階では、亀裂や断層を伴うような顕著な地面の変形がおきることがある。																									
省略																											

